

久留米広域合併協議会

第14回会議録

於 久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

平成15年12月20日(土)

久留米広域合併協議会第14回会議録

平成15年12月20日(土)

13時00分開会

久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

○出席委員(31名)

久留米市

江 藤 守 國 会長
川 地 東洋男 委員
十 中 大 雅 委員
前 川 博 委員
古 賀 喜美子 委員

城島町

佐 藤 利 幸 委員(副会長)
宮 田 康 敏 委員
中 島 昌 明 委員
今 村 新 委員
市 川 範 子 委員
平 田 正 委員

田主丸町

馬 田 博 委員(副会長)
右 田 正 純 委員
別 府 好 幸 委員
古 賀 正 邦 委員
清 水 公 子 委員
松 下 幸 嗣 委員
三 浦 俊 明 委員

三潞町

砂 山 惣 吉 委員(副会長)
内 田 満 委員
新 山 正 英 委員
田 中 義 一 委員
寺 島 廣 記 委員
富 松 章 子 委員
富 松 茂 治 委員

北野町

秋 吉 喜一郎 委員(副会長)
檜 原 政 則 委員
深 町 英 俊 委員
田 中 和 義 委員
谷 口 邦 博 委員
益 永 工三子 委員
澤 水 正 義 委員

○欠席委員(2名)

久留米市

今 村 信 義 委員
岩 辺 康 平 委員

久留米広域合併協議会（第14回）次第

開催日時：平成15年12月20日(土)

13時00分～

場 所：久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 報告第20号 第13回協議会以降の協議会活動について

3. 協議事項

- (1) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (2) 第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (3) 第37号議案 財産の取扱いについて
- (4) 第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについて
- (5) 第40号議案 慣行の取扱いについて
- (6) 第41号議案 斎場に関する取扱いについて
- (7) 第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについて
- (13) 第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて
- (14) 第44号議案 介護保険事業の取扱いについて
- (15) 第45号議案 保健医療事業の取扱いについて
- (16) 第46号議案 行政区の取扱いについて
- (17) 第47号議案 コミュニティ施策の取扱いについて
- (18) 第48号議案 国民健康保険事業の取扱いについて
- (19) 第49号議案 保育事業の取扱いについて
- (20) 第50号議案 消防防災事業の取扱いについて
- (21) 第51号議案 消防団の取扱いについて
- (22) 第52号議案 上水道事業の取扱いについて
- (23) 第53号議案 一部事務組合等の取扱いについて
- (24) 第54号議案 公共的団体等の取扱いについて
- (25) 第55号議案 使用料、手数料等の取扱いについて
- (26) 第56号議案 補助金、交付金等の取扱いについて

4. そ の 他

5. 閉 会

久留米広域合併協議会（第14回）

（午後1時00分 開会）

議長(江藤守國君) 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第14回会議を開催させていただきます。

本日の会議は、配布いたしております次第のとおり進めさせていただきたいと思っております。

本日も合併協定項目につきまして、多数の項目の協議並びに提案となっておりますが、皆さん方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず本日の会議の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は田主丸町の右田正純委員さん、北野町の谷口邦博委員さんをお願いをしたいと思います。

なお、本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。定員12名に対し、先着順により3名の傍聴を許可いたしております。

それでは、委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をさせます。

事務局(田中) 本日の委員の皆様のご出席状況につきましては、委員33名中、現時点で30名の委員の皆様がご出席ございまして、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

議長(江藤守國君) はい。それでは、資料の確認をさせていただきます。「次第」、「席次表」、「第14回会議議案等」及び「事務組織及び機構について」の4つでございますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

なお、本日の協議では、第10回から第13回協議会までの資料が関連いたしますが、お持ちでない方は事務局にお申し付けいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、報告事項に入ります。

まず、報告第20号 第13回協議会以降の協議会活動について事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) お手元の議案等資料の1ページ、2ページでございます。

報告第 20 号

第 13 回協議会以降の協議会活動について

第 13 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 12 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2 ページをお願いいたします。

別紙として、第 13 回協議会以降の協議会活動について整理をさせていただいております。

まず、ここには記載されておりませんが、本日この協議会開催前に第 7 回小委員会が開催されました。小委員会の審議の結果につきましては、前回ご報告しておりましたとおり、在任特例を適用することに加え、在任特例後の定数特例については適用しないとの方針が合意されました。これによりまして、協議会から付託いたしておりました、合併特例法に規定する議会の議員の定数及び任期に関する特例を適用するかどうか、適用する場合、その内容についての審議を終了いただいたところでございます。

今後、小委員会規程第 8 条の規定に基づきまして、委員長より小委員会の審議の経過並びに結果につきまして協議会会長にご報告いただき、次回第 15 回協議会でその報告とともに、議会の議員の定数及び任期の取扱いについての議案を整理し提案させていただく予定といたしております。

次に、会議といたしまして、12 月 11 日に、第 14 回合併協議会幹事会を開催させていただきました。本日提案の合併協定項目関係の議案につきまして、また本日の開催要領等についてご協議いただいたところでございます。

また、専門部会・分科会活動についてでございますけれども、現状は前回でのご報告と同じ状況でございます。第 14 回協議会に提案する合併協定項目に関する部会・分科会延べ 3 部会、2 分科会、12 ワーキンググループが開催されました。なお、その内容につきましては、下の方に記載させていただいているとおりでございます。

以上で、活動報告とさせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいま事務局より第 13 回協議会以降の活動について報告をいたしました。委員の皆様、ご質問はございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をいただきますようお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はいと呼ぶ者あり」)

それでは、次の協議事項に入ります。

まず、第22号議案 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は第10回協議会議案等の10ページから12ページと第13回協議会の補足資料でございます。

この件につきましては、第9回協議会で方向性の合意をいただいております。また、前回協議会におきましても、1市3町は原案の表現でよいという意思を出していただいております。そういう中で、田主丸町さんの意思統一を待って協議することといたしておりました。まず、田主丸町さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

ここに至るまでに、田主丸町のいろんな関係組織・部門とも協議いたしまして、結論から申しますと、原案でいいということでございます。

その理由は、まず町名・字名というのは地域の名前の問題じゃなくて、区割りの問題だという認識から始まったわけでございますけども、そのときに総合支所だけでは現久留米にできないということがあったんですが、その後、前回のこの場で地域自治組織をつくろうじゃないかということで、全会の一致を得たこともありまして、それによって地域というのが特定できると言いますか、そういうことになったんで、実は100%とすれば、7、80%はそれによって達成できるので、それで原案でいいということでございます。

ただ、1つだけ事務局の方をお願いしたいと思っておりますのは、実はこの町名・字名という問題につきましては、我々4町というか、私自身も町の名前という認識だったんですが、どうも内容はやっぱり違う、区割りの問題だというのが1つ。それから、合併すれば当然こういうのはなくなるんだというような誤った認識があったことも事実でございますので、やはり合併に向かっては後々大きな問題になっても大変でございますので、総務部会あたりで認識の統一ですね、町名・字名というものは法律260条でいう区割りの問題であるという

認識の統一をきちんと図っていただくような場を設けていただいて、足並みをそろえて認識を1つにして合併に向かっていただけないだろうか。そういう場をつくっていただき、もしその場で何かあれば、またこういう場で話すこともやぶさかでないと思うんですけども、そういうことをお願いいたしまして、原案に賛成ということでございますので、ご報告かたがた申し上げます。

大変ご迷惑かけまして、失礼いたしました。ありがとうございました。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ただいま田主丸町さんからのお話がございました。今後、認識の統一という点については事務局の方でも努力をしていただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第22号議案 町名・字名の取扱いについては原案のとおり承認することによるしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、第22号議案は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は、第11回協議会議案等の12ページから15ページでございます。

この件につきましては、前回、田主丸町より少し協議時間が必要との理由で継続協議としたものでございます。田主丸町さん、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。右田委員。

委員(右田正純君) 田主丸の右田でございます。

本案につきましては、第11回の提案でございました。たびたび、田主丸の方が継続ということをお願いをしてきたわけでございます。

前回、12月6日の会議の折にも継続でということをお願いをして、その後、私ども農業委員会を8日に開催をいたしましたし、代表区長会等も開いていただきました。また、議会としても特別委員会を設置いたしておりますので、その中でも協議をしてきたところござ

います。

この件につきましては、1市3町が合意を見ておられますように、農業委員会の数については1つということで私どもも理解をし、決定をしてきたところでございます。

その中で、やはり町民の方々からご心配の点がいくつか出てまいりました。それにつきましては、また各1市4町の農業委員会の事務局、それから委員さん方での研究会が討論的なものができるようなお話でもございますので、その中でやはり住民の方が心配をされないような組織づくり、事務申請等につきましてもご協議いただくことを要望いたしましてご報告とさせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ただいま田主丸町さんから、原案のとおり了承すると。ただ、今後の組織とか窓口のあり方については、農業委員会、研究会等でしっかり協議してほしいということでございます。

この件に関しましては、ほかにご意見ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり承認することよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。

それでは、第32号議案は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第37号議案 財産の取扱いについてを議題といたします。議案資料は、第12回協議会議案等の15ページから17ページでございますが、この件に関しましては、前回(1)につきましてはご承認いただいております。(2)の財産区の関係についてのみ、田主丸町さんより「少し協議時間が必要」との理由で継続協議としたものでございます。

田主丸町さん、いかがでございましょうか。

はい、右田委員。

委員(右田正純君) 田主丸の右田でございますが、この財産区の取扱いの(2)についても、たびたびこの場で継続ということをお願いをしてきたわけでございますが、私ども3つの財産区を持っておるわけでございます。その中で、このたび1市4町が合併するというこの協議の中で、財産区を1つにまとめたらどうかというようなご意見が出てまいりました。それ

につきましては今度の水曜日、24日にも財産区の会議を開きまして協議をするようにいたしております。

この財産区を1つにするということは、また1市3町の同意も必要となっておりまして、県との協議もまだ十分行っておりません。財産区を1つにできるものなら、この際、合併を機に1つにしたいというようなことで今協議をいたしておりますところですので、本当にたびたびで申し訳ないところでございますけれども、今回も継続ということをお願いをしたいと思っておりますのでございます。

できますならば、私どももなるべく早く結論を出してご迷惑をかけないように頑張ってまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願い申し上げます。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ただいま田主丸町の右田委員からお話しがございましたので、それでは財産の取扱いの(2)につきましては、引き続き継続協議とするということでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。ありがとうございます。

それでは、そういう取扱いをさせていただきます。

続きまして、第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。議案資料は第12回協議会議案等の18ページから21ページでございます。この件に関しましては、前回協議会での委員の意見がございました。そのご意見を踏まえまして、幹事会で協議し提案するというようにいたしておりました。

それでは、事務局から状況説明を願います。

事務局(荒木) それでは、事務組織及び機構の取扱いにつきましてご説明申し上げます。

前回、ただいま会長からご説明がございましたように、幹事会で協議し提案するようにならしてございました件でございますが、お手元に本日配布させていただいておりますように、事務組織及び機構の取扱いにつきましては、修正案ということで提案させていただいております。

修正の内容につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

修正の内容につきましては、本日お配りしました分の裏に、修正案と現行案というものを

つけております。今回提案したものが修正案でございますが、その分に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、整備方針の部分でございますが、前回ご説明申し上げましたように、地域自治組織制度につきましては、現在その法制度化につきまして、いろいろな研究・検討が具体的にされているようなところでございます。

そういう状況を踏まえまして、「地域自治組織制度の創設などの地方分権の進展や」、ということで、具体的に地域自治組織制度の状況を述べさせていただいたところでございます。

そういう状況を踏まえまして、具体的に組織整備に当たっては進めていくということを明確にしたところでございます。

2つ目に総合支所の部分でございますが、その機能を明確にする必要性があるというご意見をいただきましたので、1番目に、まず従来は「設置し、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点とする」としていただいていたところでございますが、その部分を明確にし、「合併前の町の区域を所管区域とする総合支所を設置する」と明確にしたところでございます。

そして3番目につきましては、「総合支所では」ということでしてはありますが、そこは「総合支所は」ということにいたしまして、一番最後の文章のところでございますが、「地域の市民サービスに係る事務を総合的に所掌する」ということで、総合的な所掌、所掌事務を明確にしたところでございます。

そして、次に総合支所の機能でございますが、4番目に新たに設けたところでございます。総合支所は、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点ということで、その性格を明らかに、所掌する事務に関し次の機能を有するものとするとし、2つ大きく掲げさせていただきました。

1番目に、「地域振興に関するものなど、地域実情に応じた事務事業を自ら企画・立案、実施する機能」が1つでございます。

2番目に、「市民生活に密接に関連するものなど、統一された水準のサービスを主体的に実施する機能」ということで、掲げさせていただいたところでございます。

以上のように修正をしまして、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上で報告、説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ただいま説明は終わりましたが、調整内容を一部修正し、地域自治組織及び総合支所の所掌事務に関する考え方の記述を追加するというものでございますが、これからご協議をお願いしたいと思います。

何かご意見ございませんでしょうか。

はい。中島委員。

委員(中島昌明君) 城島町の中島でございます。

これは、先だってから私どもの町の方から提案させていただいた問題でございますので、今回提案されました修正案を見てみますと、第1項の整備方針の記述の中に、「地域自治組織の創設など地方分権の進展」というようなことで明記していただいております。また、第2項の総合支所については、(4)で「総合支所の所掌事務の考え方や機能」について、一歩踏み込んだ文言を具体的な形で記述していただいております。

この点につきましては、私どもの不安も大分薄らいだと思っております。事務局の皆様方のご苦勞に大変感謝しているところでございます。

ただ前回、協議会でお願いしていましたように、地域自治組織が法制度化された場合において、合併前に1市4町で地域自治組織の取扱いを協議することになるのかどうか、この点についてだけ、ひとつ事務局の考え方をお尋ねしたいと思います。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。それでは、ただいまのご質問に事務局から回答をお願いします。

事務局(荒木) 地域自治組織につきましては、前回ご説明申し上げましたように、現在その法制度化につきましてその具体的な作業が国の方で進められている状況でございます。

地域自治組織の重要性につきましては、事務局といたしまして十分認識しているところでございますし、またこの地域自治組織につきましては、地方自治制度の根幹に関することであるというふうに理解しているところでございます。

今後、その地域自治組織の制度・仕組みが明確にされてこようかと思っておりますので、その明確にされた時点で検討を進め、また必要に応じてその対応を進めさせていただきたいということ考えているところでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

はい。それでは、ほかに。

はい。清水委員。

委員(清水公子君) 田主丸の清水でございます。

支所機能のあり方について、ちょっとご質問したいと思うんですけど、私たちは従来から町としては、それにこだわってきたんですね。住民の意見などがきちんと取り上げられるのか、利便性が低下しないのかといったことにやっぱり住民が一番関心があると思うんです。合併にとって一般的に阻害要因であると思います。

そんな中で、今日再度提案されたことは、すごく分かりやすくなっているとは思いますが、もう少し何か踏み込んでいかないかなあという気持ちも同時にあります。

ですから、ちょっと次の3点について質問いたしたいと思います。

1点目に、企画立案権や執行権といったような支所における権限について、現時点で言及できることはないのかなということ、もう少し何かないと、私たちは住民に説明が難しいと思うんです。

それで2点目は、1点目と関連いたしますが、4町に特徴的な業務を支所において、町の地域を越えて企画立案ができないだろうかということなんです。

田主丸を例に挙げますと、久留米市の東部から田主丸町にかけて、果樹や植木や苗木の栽培が盛んでありますが、それを一体的な施策を展開することで一層の何か振興が図られるのではないかと考えております。

3点目は、現在の久留米市にも総合支所が必要ではないのかと思います。久留米市にも支所があった方が区域内の分権の趣旨にかなうのかと思います。また、町の住民から見ますと、久留米市だけが本庁に直結してるということが何か、やっぱりそこにこだわりがというか、ひがみに似たような感情が出てくる可能性がありはしないかなということがあります。

以上の3点を質問したいと思います。

議長(江藤守國君) はい。関連ですか。

はい。じゃ、古賀委員。

委員(古賀正邦君) 1つは、清水委員の方から、もう少し踏み込んだという言葉が使われましたが、例えば、4町の支所にはどういうその機能が具体的に設けられるのか、予算、事

務事業を自ら企画・立案・実施する機能ということは謳ってありますけれども、大体どんな課が、あるいはどんな部が、その田主丸町の役場には、総合支所には設けられるのか、全く分からないわけです。

それで、久留米にはコミュニティセンターとか何とか施設があるらしゅうございますが、やはり私たちはそのことが少しく頭のどこかに引っかかりがあるわけです。

そうすると、それぞれの支所に、いろいろその支所機能を充実させるということではありませんけれども、大体どういうことなのかと。もうちょっと、こう明確にできないだろうか。

清水委員の方も、総合支所というのを久留米にも設けられたらいかがでしょうかという意見が出されましたけれども、封建時代に天領というのがございました。いわば久留米市は天領で、本庁の直轄の中で業務が行われる。だから十分なことが恐らくできるだろうと思うんです。非常に言葉としては語弊がありますけれども、外様では力が発揮できない部分がありあるだろうと思うんです。

私たちも、久留米の本庁並みの機能や権限をちょうだいと言っているのじゃなくて、やはり一定の予算編成権、あるいは執行権、いわばその区域の裁量権といえますか、そういったものをもう少し示せないのか。

整備方針の中の(1)から(5)までには、かなりその文言が出ております。非常にきれいな言葉なんです。円滑に遂行できると言えば、「ああ、円滑なのか」と、市民が分かりやすくと言えば「ああ、分かりやすい組織ができるのか」と、効率的と言えば、「ああ、効率的にいろんなことが行われるのか」ということだけでは、どうもそのはっきりした姿が見えてこない。

もう少し、こう具体的な例示あたりはできないだろうかというようなことを思っておるわけです。

清水委員の質問にあわせて、お願いをしたいと思っております。以上です。

議長(江藤守國君) はい。それでは清水委員さんから3点、それに関連しまして今古賀委員さんからご質問がございましたので、事務局から回答をお願いします。

人事調整会議(萩原) 人事調整会議の久留米市の萩原と申します。ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の、いわゆる支所の機能とか権限をもう少し明らかにできないかということですが、今回かなり修正案の中で基本的な考え方を追加したところでございますけれども、いわゆる企画立案機能といいますのは、一般的にはさまざまな行政課題とか行政目標、それらを解決するために、いわゆる何を、いつ、どのような方法で実施していくのかとか、あるいは当然のことながら、そういうことを実施するに当たってはどのような経費がかかるのかとか、そういったことを具体的に計画をつくっていくということであろうというふうに思います。

それから、いわゆる実施機能ということについては、行うべき事務事業を自ら実施していくというような機能だろうと思います。

そういうことで、現在2項目に分けて記載しておりますが、基本的には、特に先ほど市民生活云々という言葉がございましたけれども、市民窓口、あるいは保健福祉、そういったいわゆる住民に直結するサービスでありますとか、あるいは地域の振興とか地域の産業とか、地域の整備とか、そういった分野を検討の対象になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

関連して予算の件がございましたわけですが、当然、企画立案をするということにつきましては、一般的にはそれに必要な経費がどれぐらいなのかというのは、当然その機能の中に入ってくるものというふうに考えております。

それから2点目の、町の区域を越えた事業のあり方というような趣旨のご質問だったかと思いますが、基本的には支所については、地方自治法の規定に基づく支所でございますので、条例できちっとその所管区域を定めると、そしてその区域内の事業を実施していくというのが、法制度上の基本的な考え方でございます。そういう意味での支所でございますが、ご指摘の点につきましては、当然関連が出てくるわけでございますので、いわゆる市としての一体性を確保するとか、そういった視点から十分に本庁の方との調整の中で、市民サービス、あるいは効果ある事業ができるような体制を整えていくべきだろうというふうに考えているところです。

それから3点目は、久留米市にも総合支所をというような趣旨の質問だったかと思いますが、これまでの議論にもございましたように、総合支所をなぜ設置するか、その趣旨ないし

意義につきましては、今もご質問の中で触れられましたように、合併に伴って生じます住民の方々の不安だとか、例えば地域の意向が反映されなくなるんじゃないだろうかとか、今までより不便になるんじゃないかとか、そういったその住民不安を解消しながら市民サービスの低下を防いでいくと、そういった視点とか、いわゆるこれまでのそれぞれの町の歴史とか地域特性を踏まえた行政をやはり継続していく必要があると、そういった視点も踏まえて住民の総合的なサービス水準を維持しようということから設置されるものでございますので、そういった意味でご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明でよろしゅうございましょうか。

はい、田中委員。

委員(田中和義君) 北野の田中でございます。

これは、田主丸の清水さんに発しているいろいろご質問がございましたが、私どももこの総合支所ということについて若干の感じ方がありまして、まずは1つはお伺いですが、総合支所という言葉、これはどこかに根拠があってという、仮称と書いてありますから、これは今回決まったら総合支所ということに決めますよということでしょうが、これはどこかに根拠があって総合支所という用語をお使いになられたのでしょうかというのが1点。まずそれからお伺いしましょう。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの質問に、ちょっと答えてください。

人事調整会議(萩原) 特に、その法令上にあるかどうかということまでは確認しておりませんが、例えばいろんなサービスを実施するに当たって、例えば福祉事務所でありますとか、建設土木事務所でありますとか、税務事務所でありますとか、そういったいわゆる単一行政目的の事務所ではなくて、それらを総括して行うという意味で総合という言葉を使っておるところでございます。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) 私は、整備方針のこの方針のところでお述べになっていますように、5項目にわたっているいろいろ書いてございます。ここで指揮命令系統が明確な組織機構とかですね、そういったことが書いてありまして、そのもう1つ前で、整備方針のところの(5)のところ、「新たな政策課題など、時代の変化に柔軟に対応できる組織」、というようなこと

が言われておりますので、清水さんがおっしゃった久留米市に総合支所を置いてと、仮に総合支所としましょう。総合支所を置いてという、それはね、私は必要ないと思うんですよね。

組織工学上で、結節を少なくするというのは簡明の原則、これはもうそれで一応、後で申し上げますが、久留米の本庁の機能が、これはアジャスターとしての機能をいう調整者としての部分と、コントロールする、統一をする、あるいはオーダーをすると、命令をするというようなところで、ある両面を持っておられると思うんですよ。これは、1項の整備方針の(5)のところでは、柔軟に対応できるというのを見る限りでは、これアジャスターとしての調整者というようなところが出てますね。

そしたら、その上の(4)項で指揮命令系統というのは、これはコントロールするよという内容でございますね。どっちがどうなのか、いろんな仕事の量とか広範な分野でそのところどころによって局面は出てくると思うんですが、その辺がね、ちょっと今はつかみにくい。

それと総合支所というのがあっちにもこっちにもあると、私は総合支所というのは久留米の本庁にあるのかと最初は思っておったんですよ。こう読んでいくと違うんですよね。説明を受けると、それも違う。今の事務局からの話をお伺いしますと、それも違うというようなことで、うちの事前の研究会でも、その辺はちょっと勉強の種になったところです。総合とはつける必要があるのか、総合というのは久留米にあればいいんじゃないかと、結節は少ない方がいいよというのが、私どもの組織にする考え方でございます。

それから、2項の(3)のところの3行目の始まりのところに、「除き」というところがあって、それこそ総合的なものはやっぱり本庁でおやりになるんですから、それはもうそれでいいとして、その次に「総合支所は」と出てくるから、この辺がちょっと混乱があるんです、私は。

それから、地域に関するものの実施、地域において云々云々こうあって、企画立案があったら、先ほど事務局から答えたその部分かなと思うんですけども、プランニングをしたら、人・物・金についてはこんといかんわけですなあ、我々素人に言わせると。特に金の問題は、企画をする、それから何かを実行するというものと両輪だと私どもは認識をしておりますので、その辺の文言が若干入れていただけるならば、田主丸町さんもちょっとさっき権限の行使とか実行とかいう部分でちょっと触れられましたが、そういうことがあるんじゃないかと

か。

それから一番最後の のところで、「統一された水準のサービスを主体的に」ということが、主体的にというような言葉があったら、なおさらそういう観を強くするものであります。何か意図や、何かご指導をいただく分があったらお答えをいただきたい。

議長(江藤守國君) はい。今の田中委員のご発言に、事務局からありますか。

人事調整会議(萩原) まず、整備方針の1の(4)と(5)を特に挙げられたわけですが、(4)番(5)番というのは基本的には、まず(4)番は個別の事務事業を実施するに当たっては、その事務の責任とかをきちっとしておく必要があるという意味で、指揮命令系統をはっきりしているような組織体制でなければならないということでございます。

そのことと(5)番については、いわゆる組織運営をやっていく上では、例えば部の編成でありますとか課の編成でありますとか、組み立てでありますとか、そういったことについては、いわゆる動的に時代の変化に柔軟に対応できるようにならなければならないと。

したがって、(4)番は静的にとらえたら、指揮命令系統はきちっとしておかないといけませんし、(5)番は動的にとらえると柔軟でなければならないというような関係にあるというふうに考えております。

それから、総合支所のことでございますけれども、今回の記述に関しては、総合支所を考える上で何が一番問題になるかというふうに考えますと、いわゆる総合支所で何をやるのかということと、それをどのようなやり方でやるのかというのが極めて大事なことになります。

何をやるかというのは、いわゆる市民から見て総合支所でどんな機能が窓口機能を含めてあるのかということだろうと思えますし、それをどのようにやるのかということになりますと、この2つに分けておりますように、特に地域の実情に応じた地域振興でありますとかについては、そこが一番事情も分かっておりますし、企画から始まった一連の流れをやるということですし、いわゆる仕組みとか内容とか法律とかですべて決まっているような統一された事務、これについてはその仕組み自体はもう決まっておりますので、実施をする機能が生じてくると。

考え方としては、いわゆるその(4)番に掲げている 番は、地域内分権的な考え方の整理でありましょうし、(4)番の 番のサービスの方は、いわゆる地域別分担というイメージの

考え方になるのではないかなというふうに考えているところです。

それから、主体的にというのはどういうことかということでしたけども、それは当然、市民サービスを行う以上、自らが責任を持ってという意味での主体的という言葉を使っているところであって、特にその辺に特別の意味があるというものではございません。以上です。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) あのね、事務局、直接いいですか、担当者と。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。ご発言してください。

委員(田中和義君) おっしゃることは、何か7分どおり分かって、後の3分が分からんから、もやもやとするんですね。私が申し上げてるのは、地域の住民を大事にして地域のことが一番よく分かつとるから、地域振興のことは企画することについてはお前たちに任せるよと。ある部分は縛り上げてその分はうちでコントロールするよというふうに私は今も思っておるんですが、あなたがおっしゃるように何をどのように、一々5W1Hの原則でいきますと、だれが、いつ、どこで、何をどのようにするのかというところには、先ほど私が申し上げたような、人・物・金がどのようなお前のとこ使う権限をやるんだとかというようなことが、もう少しここに踏み込んでね、それは何かこうにおわすようなことでもいいですから、ここへ表現がされておれば、私もああ、それなりに言われることと言われんこととある、広範囲なこととタイトな部分があるから表現はしにくいよという部分もあるんですけど、これは企画立案は任せるよということで、後がしり切れトンボになっておるから、ちょっとその辺が私はおっつかんのですけどね。

議長(江藤守國君) はい。今のご質問、今までそういった点についても検討したかどうか、今後の課題でもあるんでしょうけど。

委員(田中和義君) 今後の課題とおっしゃるのであれば、それでいいです。もう何もここで無理して言っていたかんで、今後検討していただいて、この部分までこの表現でこうですよと、これはもう後はこっちに任せてくれと、そういうことでもいいんですよ。

ちょっとその辺、見えません。終わります。

議長(江藤守國君) はい。答えてください。

人事調整会議(萩原) 今回お願いしているのは、今後、今会長もおっしゃったように、個

別具体的な事業の振り分けが出てまいります。その振り分けをする際の基準となる基本的な考え方をお願いをしているところでございます。今後、今おっしゃった個別具体的にどういったことになるのかというのは十分、1市4町で検討させていただきたいと、実務的に詰めさせていただきたいと思っております。

議長(江藤守國君) はい。よろございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい。右田委員。

委員(右田正純君) 田主丸の右田ですが、ここに書いてありますように、修正案の方ですが、本庁において処理する事務については本庁でやりますよと、それを除いて地域の市民サービスに関わる事務については総合的に支所で行うと、総合支所で行うということでございます。

そしてその範囲につきましては、(1)番に総合支所については、合併前の町を区域としますよということでございます。私が知り得ております一番分かりやすい具体的な例でお尋ねをいたしますが、先ほど清水委員の方からも少し発言がございました。田主丸町は全国に有する植木・苗木の産地でございます。それから久留米市の山本町、草野町、田主丸町、ずうっと山辺の県道をずうっと通ってまいりますと、1つも景色が変わらないわけですね。産業形態が同じなんです。そういうのをやはり今度は産業振興の形、面から見てみますと、やはり旧田主丸町は田主丸のことを総合支所でやるとですよというよりも、やはり総合的にそういう地域振興と申しますか、産業振興のための1つの施策をできるような、旧町を離れてでも同じ産業形態であれば、そういう産業振興のできるようなこの事務の分掌と申しますか、そういう形もひとつこれから協議をしていただく中ではやはり考えていただかなければならない問題じゃないかな。例えば、北野町には北野町の、久留米市との同じような産業の形態があるかもしれませんし、城島町、三潴町にも同じようなことが言えるのではないかと思いますけれども、そういう合併前の町に限りますよというようなことじゃなくて、やはり広く産業振興とかあらゆる面から考えた事務の分掌を立案していただきたいと。

やはり、この総合支所にはどういうものを持ってくるかということをややはり明確に示していただかなければ、なかなか私も分かりにくい部分がございますので、その事務も速や

かにできるようにお願いをしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

この問題は私どもの町から、合併する前の旧4町のことをある程度考えて総合支所というようなことをうちの中島委員が前回申し上げまして、ここまで箇条書きと申しますか、文章化されたわけですね。田主丸さんの今の意見を聞いていると、逆にその総合支所は要らないというような考え方もできるんですよ、我々にすれば。1市4町一緒じゃないかと、ですね。いやいや、そうじゃないじゃないです。今の意見を聞いたら、山本も善導寺も田主丸まで全部一緒でしょうがち、そういうところを総合的にと言ったら、これはもう総合支所なんか要らんということですよ。1市4町のエリアは要らないという、そういう聞き方に皆さんとってであると私は思います、田主丸以外は。いや、そうしかとれんわけです、私たちは。

それでこれは、今言われましたように要望でいろいろありますけど、ここまで我々は文章化したことで、私たちはこれである程度納得しております。また補足の中島がします。

議長(江藤守國君) 中島委員。

委員(中島昌明君) 城島町から持ち出した問題で、ここまで波紋が広がろうとは思っておりませんでした。

もともと合併は何のためにやるのかという原点に立ち返りますと、やはりその行政効率を上げてやっていこうじゃないかということに尽きると思います。したがって、行財政改革の一環としてやっている合併であるならば、住民サービスを下げたくない、下げたくないがゆえに支所機能を十分に発揮させたいというのも当然あると思います。しかし、その支所機能を十分に反映させるということについては、いわゆる行政効率が全体的に落ちることになると思います。

したがって、この文言の中にいろんなデリケートな問題もあると思います。しかし、これは1市4町合併すればすべて兄弟となるわけでございます。お互いをもう少し信じ合っ、この辺でひとつ手を打たせていただきたいというふうに思います。よろしく願います。以上。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

大分意見が出ましたが、先ほど右田委員からお話があった点について、私からちょっと申し上げたいと思いますが、確かに耳納連山ですね、田主丸、それから草野、山本、耳納連山は、植木・苗木、そして非常に緑のすばらしいエリアですから、それを一体として整備・振興していくというのはもう当然だと思います。

それで、それはもう市として全体として、その政策の中で連携しながらやっていく必要がある。それで、田主丸の総合支所にその機能を持たせればいいじゃないかというご議論だと思いますけど、それはその地域振興の中で、田主丸の地域振興はそのウエイトが非常に高いだろうと思います。そういう特色はあります。

ただ、それは全体としてやる中で連携をしっかりとっていくということだろうと思います。ですから、まずそれが地域実情に応じた事務事業を企画立案するというようなことでやりますので、その地域振興のセクションがそのウエイトは非常に高い。それは三瀨・城島には、そういう植木・苗木じゃなくて、別なその農業振興という面があるだろうと。

そういうことで、それを全体として調整しながら連携していくということだろうと思いますので、私は今後、具体的に事務事業をどういうふうに、この基本的な方針に基づいて総合支所にどういう事務事業を具体的に、組織と要員を振り分けるかというのは、今のご議論をしっかりと踏まえて事務レベルでしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

そういう観点で、大分ご意見もいただき、そして前回のご意見を踏まえて幹事会でこういう修正案を助役さんレベルでの幹事会で合意いただいて出させていただいておりますが、こちらあたりで・・・（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

はい。どうぞ。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

1点は質問でございます。このページの(4)の ですかね、地域振興に関するものが立案、企画、執行とこう出てますけども、この地域振興に関するという言葉は、非常に分かりやすく言えば、任意協議会の基本計画、あるいは法定協議会で出た建設計画という内容とほぼ一致するというふうに考えていいのかというのが第1の質問でございます。

それから第2点は、むしろ意見でございますけども、先ほど総合支所をつくる理由、これ

につきまして事務局の方からは、いわゆる4町の不安を解消するためにつくるんだと。したがって、久留米地区は不安があるかないかは別にしてつukらないというご回答があったんですけども、こういうお考えであれば、私は非常に危険だという気がいたしますのは、実は何で不安かといいますと、久留米市に善導寺とかに市民センターってあるんですけども、非常に事務処理だけだという感じがあるんですね。そこに究極のところは近づいていくんじゃないかという不安が非常に強いわけなんです。

私は、そういうふうになっても構わないと思うんですけども、一方でなぜ総合支所をつくるのかというのは、この合併後の地方分権、地方の中の地方分権、ここに立脚しないと不安解消のための組織だったらもうつukらない方がいいと思うんです、最初から。やはり地方分権のためにやるんだというところのスタンスはしっかりしとかないと、私は非常に危険じゃないかと思います。

そういう意味では、まさに行政というのは旧久留米市も行政の大きな、全体の7割ぐらいを占めるような組織になるわけですから、そこもやっぱり地方なんですね、1つの。そこにもやっぱりそういう組織を私は置いた方が、行政は地域がある以上、それに見合った組織を置いた方がいいと。その場合に別に総合支所をつくりますと、これはやっぱりコストがかかりますので、それは本庁の兼務でもいいわけなんです。そういう組織の柔軟性が非常にありますので、効率的にやるためにはそうすべきですけども、やっぱり地方分権というのは、1市4町というのが5つの地方になるわけですから、その地方をどう見ていくかというのをやるかやらないか、そこをやっぱり見るべきじゃなからうかと。

特に私は、先ほど右田さんが言いましたことの関係で申し上げますと、合併後はこの地方分権した総合支所と、本庁との綱引きばかりやってたらだめだと思うんですね、寄せ寄せでは。やっぱり必要なのは、新しい久留米市が栄えていくと。

私、前回いろいろ聞きますと、ちょっと余計なことまで申し上げますけども、明治22年が最初の日本の市の発祥、発生と言いますかね、新しくできたのが22年だそうでございますけども、そのときは39しか全国できなかつたらしいんです。その39に久留米は入ってた。37番目か6番目が知りませんが、39に入ってる。つまり、都道府県が47あるわけですけども、その今の県庁所在地以外に久留米市は存在したわけですね、最初から。今

現在が久留米は39番の繁栄したまちになってるかという、私は疑問といいますかね、もっと、後に下がってるかも分からない。

それをやっぱり少なくとも明治22年の39番以内に入るような、それは人口においても、いろんなその売上高にしても入るようなまちにするためにはどうしたらいいかとなりますと、1市4町がばらばらに動いたんでは、私は今までの延長線上でやってたんでは、久留米は栄えないと思うんですね。だから例えば、住宅地はここら辺につくるとか、あるいは工業団地はここら辺につくるとか、農業はここら辺ですとか、観光はここら辺ですとか、大きな政策転換をやらないと、久留米市というのは私はどうも将来不安だと。

したがって、我々4町と綱引きも大事なんで、そこは4町にある程度権限を譲って、大きな政策は新久留米市、先ほど市長がおっしゃったように、新久留米市の議会、市政でやると、その機能分担がしっかりしながらやったらどうかと。余り綱引き議論で、いけないようなことをやっぱりやったらどうかと。

その陰には、どうも不安が4町に残ってますので、久留米市にもテリトリーを1つつくってやって、そこも同じようにやってるんだという形をつくる余裕をぜひ久留米市、今の市長さんにもお願いしましてやっていった方が、私は得策じゃないかと思うんでございます。事務処理ができるからいいやじゃなくって、やっぱり一緒にやっていこうじゃないかと。同じ1市4町が5つの輪になって、まさにオリンピックじゃございませんけども、そういう形でやっていこうじゃないかという形を示すためにも、これは政治家の問題だと思いますけども、ぜひお願いしたいと思います。

いずれにしても、余り1市4町が綱引きをしないように、気持ちをやっぱり合わせていく必要があるんじゃないかと思しますので、これは提案でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。それでは、第1点目のご質問に答えてください。

事務局(荒木) 地域振興に関することについては、新市建設計画の実現に属するものかというご質問だったのかなと思っておりますが、まず総合支所につきましてはここに書いておりますように、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点ということで位置づけておりますので、当然新市建設計画の中に記述している部分等についてのその実現を図るということになるかと思っております。

ただ、ご存じのとおり新市建設計画につきましては、個々の地域に属するもののみならず、やっぱり全体的な新市一体となってその振興を図るべきもの、それぞれ記述しておりますので、それ個々1つ1つにつきましては、今後具体的にその組織設計等を図っていく中で、具体的になっていくものであるというふうに理解しているところでございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(平田 正君) 済みません、城島町の平田ですけれども。今、事務組織及び機構の取扱いの中では、久留米市さんの本庁と各町との、4町との役場とか、そういう総合支所的な取扱いの関係の話ばかりなんですけれども、これは新市としての、全体としての事務組織と機構の取扱いになりますならば、現在は久留米市さんが設けてあります市民センターないし出張所みたいなものと総合支所との本庁との関係というのはどういうもの、立場になるのか。また、新市の組織のあり方の図式的な立場というのは、どういうものになるかというのを事務局に説明をお願いしたいと思えますけれども。

議長(江藤守國君) はい。

1の整備方針は、全体的な新市の組織についての整備のあり方を掲げているということで、旧4町との関係だけを表示しているわけじゃないですね。これは新市全体の組織のあり方ということでございますが。

はい、どうぞ。

委員(川地東洋男君) 久留米の川地でございます。

今日慎重に議論していただいています組織機構のあり方については、これは基本的なことでございます。これに基づきまして非常に細部的に、じゃあ実行上どれだけ行政効率を上げるために分担をしていくのか、こういうことについて詰めていかなければ、これだけでははっきりいたしません。そういうことをまず前提にお考えいただきたいと思えます。

2つ目に、やはり新しい市でございますから、できるだけ統一機能を発揮しながら、そごのないような効率的な行政をしていかなければいかん。しかし、それは公明正大で市民の意見が十分反映するような組織にせないかんということは自明の理、当然のことでございます。

しかし、だからといって4町の皆さん方が久留米に吸収合併されるんじゃないか、町民の

意見が十分反映されんのではないかと意向等々がございますから、今の移行期の問題としまして、やはり総合支所をそれぞれに設置をいたしましてね、皆さん方が十分その久留米市政の中に意見が反映できて自分たちが合併前よりもよくなったということにしくちゃいかん。こういうふうにして私は今回のこういう、ある面ではもっとはっきりしくちゃ分からないんじゃないかというようなお話があるような原案にしかならざるを得ないと思っているわけでございます。

しかし、そうだといたしましても、ではこの上に立ちまして、田主丸町さんがおっしゃいましたように、緑化の問題等々もございます。これは産業政策として全体的に農業をどうするか、林業をどうするか、あるいは植木産業をどうするか、あるいは商業をどうするか、工業の配置をどうするか、教育を全体的にどうするかということについては、統一的に市全体としてやっていかなくちゃなりません。それを区分けしましてね、ここにはもう、要するに植林関係と申しますか、造園関係を中心にやるから、ここに幾ら投げ渡してしてもらおうと、こういうことではなかなか難しいわけございますから、全体的に産業政策の植木産業としてどうするかを議論いたしまして、その際、本庁で予算をとってやった方がいいのか、総合支所でより身近な皆さん方の意見を聞きながらやった方がいいのか、そのときに判断をしてそれぞれ議論をしていただきませんと、今それを投げやって、全部そこでしてしまうとか、統一的にできないんじゃないかという議論は非常に難しいんじゃないかと、こういうふうに思っております。

したがって、そういう意味では骨格部分を、大体これです承する。細部的にどうするかということになりますと、私はやはり1、2年かけてもう少し、久留米市にも30人ぐらいの部長がおりまして、課でいきますと150ぐらいの課がありますから、これを区分けして一々細部にいきますと、なかなか難しい問題があるんです。したがって、そういうことについては十分ご理解をいただきまして、お考えいただきたいと思っております。

久留米の場合、実は総合支所の問題で言われましたけども、合併をいたしまして、それで、13の支所・出張所があったんです。その際、支所・出張所が扱っておりました事務というのは住民票事務とか、そういう簡単なものしか残しておりませんでした。したがって、私どもは行政改革の関連も含めましていろいろ議論いたしまして、もう少しいろんなことについ

て窓口業務を増やそうと。そして、これを統合しようということで、統合して窓口業務を増やしたというようなことでございますし、そしてこの扱う範囲というのは全市民対象なんです。市民の皆さん方にもエリアの感覚は全然ありません。そして、モータリゼーションの今日の状況ですから、問題があったらすぐ本庁に来ていろいろ相談をする。

こういふことでございますから、あえて久留米市民の中で総合支所的なことを考えて設置をしていく実感はないんです。かえってつくった方が、何のためにつくらないかんかということで、税金のむだ遣いじゃないかということで、私どもはおしかりを受けるんじゃないかと、そういう危惧の方が多うございます。

したがって、るる申し上げましたけれども、大綱的にはこういふことで、あと細部についてはさらに整理をしていく。大綱的な都市計画にしろ、それから農業政策についても、商業政策についても、教育行政についても、福祉政策についても、大綱的にそれぞれ一本で議論をして、細部的にはどこで実行段階でどれだけした方が一番いいかということについて、総合支所の皆さん方と相談していくということにならざるを得ないんじゃないかと、こういふふうに思っておりますので、ぜひそういふことについてもご理解いただきまして、今日の議論についてはご了承を賜りたい、私はそういふふうに思います。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

先ほど私申し上げましたように、前回の皆さん方のご意見を踏まえて幹事会で十分協議した上での提案でございます。これは大綱ですね、事務組織機構の大綱をここでご了承いただいて、そして今後、これまで皆さん方から出されましたご意見を十分踏まえながら煮詰めていくと、しっかり詰めていくということでいきたいと思っております。

大分ご意見も出尽くしたようでございますので、この修正内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについては、この修正案により承認することといたします。

ちょっとここで休憩を5分程度いたします。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時18分 再開)

議長(江藤守國君) それでは再開させていただきます。

次の40号議案から48号議案までの9議案につきましては、前回第13回協議会で提案をさせていただいております項目でございます。

それでは議案ごとに協議をお願いいたします。

まず、第40号議案 慣行の取扱いについてを議題といたします。議案資料は第13回協議会議案等の14ページから17ページでございます。何かご意見等がございましたらお願いいたします。

はい。別府委員。

委員(別府好幸君) 田主丸町の別府でございます。

この項につきましては、市章について意見を述べさせていただきます。この市章は、新市にとりましてまさにシンボルであると考えます。合併して1つになるんだという気運を盛り上げるためにも公募したらどうかという意見が多かったということを申し上げさせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

別府委員からの市章についてのお話しがございましたが、今までいろいろ練ってまいりまして、新市の市章及び徽章は久留米市の例による。それから新市の歌は新しい歌を合併に向けて検討するというので、それから各町の歌は基本的には地域の歌として従来どおり活用していくというようなことでございますので、私といたしましてはこの新市の市章、(3)についてはこの原案をお願いして、例えばその各町の今までの旗がございませぬ、町章を旗で、それは例えば(4)のただし書きで書いておるように、各町の例えばいろんなイベントとか行事の際には、それを地域のシンボルとして従来どおり使っていくと、そういうあり方もあるんじゃないだろうかというふうに思っております。

そういうことで、よければ、この市章・徽章は久留米市の例によってさせていただければありがたいというふうに、私としては考えております。ただし、歌は公募していくということをお願いできたらありがたいというふうに思っておりますが。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

はい。新山委員。

委員(新山正英君) 今会長の方から説明がございましたけれども、三漕町といたしまして、そこらあたりの議論をしたところでございます、先日。しかしながら、やはり今会長が申されたような形の中で、やはり我々は久留米市の市章とするべきではないかということで意見の一致を見たところでございます。そうしなければやはり、今、田主丸さんのご意見等も十分分かります。私も個人的にはそういう考え方も持っておりますけれども、やはりこれは編入合併という形をとれば当然そういう部分も踏まえた上での議論をしなければいけないのではないかと、そんなふうに私は思いますので、三漕町としては現在の調整案の中での合意を見たところでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) 北野町の深町です。

私はこの旗については、久留米市がいろいろ昔から使われた旗だと思っておりますが、私は今度新たに合併するならば、先ほど言われるように編入と言われておりますが、私は編入という言葉は余り聞きたくないわけです。内容は対等ということと言われておりますので、この際、何か新しい久留米市の旗をつくられたらどうだろうかとは私は提案いたしますが、どうでしょうか。

それについて何か、このまま使われるのか、ちょっとそこをお聞きします。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、今のご質問というか、お話に事務局から答えがあればお願いします。

総務部会(中園) 総務部会の久留米の中園でございます。

今、各委員さんの方から市章、市徽章につきまして、いろいろなお話があってございます。

各委員さんのお話につきましては、当然、部会、幹事会、そういった中でいろんな形で議論をして、公募というお話もありましたけども、そういった方法も含めまして総合的に検討を重ねたわけでございます。

そうした中で、1市4町とも市・町の名称により、そういった市徽章につきましてはデザインがされておりまして、新市の名称は久留米市ということになったということとあわせまして、明治44年9月の久留米市参事会の議決で決定された経緯、また先進事例等を参考にいたしまして幹事会等で十分協議をした結果として、こういった提案になっておるものがございます。どうぞ各委員さんにつきましては、ご理解方をよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますでございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。今の関係ですか。じゃ、深町委員。

委員(深町英俊君) 私は伝統ある久留米市の旗ということで思っておりますが、これにつきまして私は、明治44年と言われましたが、年齢的に言うならもう1世紀その旗できておるわけですね。私はそれならば、やっぱり1世紀を過ぎた、すぐにそうせろと言わんでも、やっぱり100年に一度ぐらいは旗は変えた方がいいんじゃないかと思っておりますが、その点について、私はもうこれは要望しておきます。皆さんがそれでいくというなら30対1か何かで。

それについて、やっぱり将来でも何か変更したいということがあれば、これは何か久留米市のですから、私は分かりません、内容は。どういうあれでつくってあったのかは分かりませんが、もうかれこれ恐らくあと何年かすると、合併の年にはもう98年ぐらいなるごたる気がしてならないわけですが、特にその点について要望じゃないけど、やっぱり今後するならば新しいその徽章か旗かを作成するようにお願いしときます。もう最後になりましたけん、しても私だけんごたるけんが、要請にしときます、要望に。

議長(江藤守國君) はい。それでは松下委員。

委員(松下幸嗣君) はい。田主丸の松下です。

深町さんの意見に賛成です。市長さんが今言われましたように、新しい歌はつくります。それじゃ何でそのマークも、せっかく新しい市になるのですから、マーク、市章の方も私は

一緒につくって、公募してでもいいから新しいのをつくっていただきたいなと思ってるところでございます。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。澤水委員。

委員(澤水正義君) 北野町の澤水と申します。

いろいろと意見が出ておりますけれども、私はこの合併が久留米市何々町ということであれば、この久留米市の徽章をとるべきであるというふうに考えております。

なぜならば、今後合併してもですね、久留米市は発展せねばならん。また、していかなばならん。そのためには、この徽章にしとけば何らかのプラスがあるんじゃないかというふうな面から、私はそう考えております。以上です。

議長(江藤守國君) はい。古賀委員。

委員(古賀正邦君) 田主丸の古賀でございます。

先ほど松下委員も発言しましたように、市の歌は公募すると、徽章は従来の久留米のをすると、矛盾があるわけですね。

久留米市がやっぱり100年をなんなんとする歴史を持っておるということは、私たちも大事にしていかなければならないと思うわけですよ。しかし、同時に新しいまちをつくらうじゃないかというときですからね、やっぱりこだわりがある。私も田主丸町のその町章については、やっぱりこだわりがあるわけですよ、久留米市と同じように。歴史の長短はあっても。それを捨てて合併しようじゃないかと言っているわけですから、やはりできれば皆さんに呼びかけて新たに徽章をつくっていくというのも、やっぱり一体感、一体性、そういったものを高めていく大きな要素になっていくんじゃないかなというようなことを思うわけです。

できれば新しい徽章を、これは一般市民からでもいいし、世界中のデザイナーからでもいいし、そういう働きかけをお願いしたいなというように思っております。以上です。

議長(江藤守國君) はい。

はい、どうぞ。今村委員。

委員(今村 新君) 城島町の今村です。

先ほどご発言がございました三潯町の新山委員さんの意見に同感でございます。この皆様

方見てのとりの米印で、人間の生命を守るこの崇高な米印のこの紋章で、私はいついていた
だきたいと。以上です。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) 北野の田中でございます。

前は、私は地方色もちょっとにじませていただけませんかとかう申し上げて、我々でも
いろいろ研究会を進めました。結論は現状の久留米の旗でいかれたらどうですかということ
です。

うちの深町さんもいろいろご意見ございましたけども、みんなが言うならいいよというよ
うなお気持ちのようでございますので、それでひとつお進めになったらいかがでしょうか。
今の久留米市の旗でというか、それでいいんじゃないでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございます。

はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。十中委員。

委員(十中大雅君) 久留米市の十中でございます。

なかなか発言をする機会を得ませんですけども、この件につきましてだけは、ぜひ4町の
皆さん方にご理解をいただきまして、何とかこの徽章で新しい久留米市の出発をさせていた
だきたいと考えております。それぞれ思いがございましょうし、考え方もあると思いますけ
ども、ここはまずこの徽章に皆さん方の気持ちを1つにさせていただいてこそ、新しい船出が
できるということで、ご了承をぜひお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたしま
す。(拍手)

議長(江藤守國君) はい。今、久留米の十中委員からお願いということでございますが、
田主丸の方、どうぞよろしく私からもお願いしたいと思ひます。

別府委員。

委員(別府好幸君) 十中委員さんの方から強い要望がありまして、もうこの辺こう跳ね返
って後ろから届いたんじゃないかなろうかというような意見でございましたが。

前回の折、北野の田中委員さんの方から星条旗の、何かこう耳に残っておりまして、会長
の方から先ほど、各町ごとに各町の行事、催しがあれば各町の旗を立てればと。そうなれば、

そういったイメージに近づいたのかなあという気がいたしました。

また、新市の歌については公募されるというお話でございました。そうであれば、それぞれが生かせる部分で協調されるのかなと、そういった部分と、十中委員さんが、ある程度私の場合のご意見を申し上げたということで、述べさせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

別府委員さんからもある程度了解をいただいたということで、例えば県立の高校なんか、日本国旗と福岡県と、それから学校の校旗をしているわけですね。総合支所に日本国旗と福岡県旗と久留米市旗と旧町の章旗を4つしてもらえれば、もう十分だと私は思います。なくなっていくならあれですけど、旧エリアにはその旗を上げてもいいんですから。ただ、星条旗というのは、あれは星が増えていっただけで、アメリカ合衆国というのは13州から始まって星がどんどん増えて行って今50あるだけで、こういうステータスシンボルというのはありません。これは残るから、私はこれで賛成です。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

はい。田中委員。

委員(田中和義君) ちょっと宮田さんに、一言。

議長(江藤守國君) 田中委員、もう簡潔に。大体、もう集約できそうですので、よろしくをお願いします。

委員(田中和義君) これでやってください。終わります。(拍手)

議長(江藤守國君) ありがとうございました。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、この調整内容のとおりで承認したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第40号議案 慣行の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次に、第41号議案 斎場に関する取扱いについてを議題といたします。議案資料は第1

3回協議会議案等の18ページから20ページでございます。

何かご意見等はございますでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしゅうございませうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、41号議案につきましては、この調整内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

ありがとうございました。

それでは、第41号議案 斎場に関する取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについてを議題といたします。

議案資料は第13回協議会議案等の21ページから26ページでございます。

この件に関しましては、前回北野町の深町委員より農業用廃プラスチック処理についてのご質問がっておりますので、まずその件について報告を受けたいと思います。

はい。回答をお願いします。

都市産業部会(二宮) 農林水産業分科会会長の二宮でございます。この農業用廃プラスチックにつきましては、当分科会の所管でございますので、私の方から回答させていただきます。

前回の質問の中で、この農業用廃プラスチックの処理に関する助成の状況についてということでご質問がございました。

この処理の回収システムでございますけども、これにつきましては1市4町とも大きく異なるところはございませんで、その流れを簡潔に申し上げますと、まず各農家個人の方からJAの施設の方に持ち込まれまして、それをJAさんの方で計量していただきます。その計量した後、回収業者の方に回収していただくという処理の流れになっております。

次に、処理にかかわる負担の状況でございますが、これ田主丸町さんと北野町さん、この2つの町で処理費の一部を町とJAから負担しておられます。

それからこの負担の割合でございますけども、田主丸町さんの場合は、町が処理費の3分の1、それからJAさんの方から3分の1、それから個人の方で3分の1の負担割合になっ

でございます。それから、北野町さんの方では、町の方から2分の1、それからJAさんの方から2分の1の負担がございます。そのうち、JAさんの方では、また個人からその重量に応じまして負担額を徴収されているという状況でございます。なお、久留米市と城島町、それから三潴町につきましては、この処理費の全額につきましては排出者の方で、いわゆる農家の方で負担をしていただいているということになっております。

そうした中、この調整方法につきましては、この農業用廃プラスチック処理費については十分検討し経過措置を設けるとした内容でございます。これにつきましては1市4町それぞれ出ていただきました農林水産業分科会の中で調整、それから総合調整部会、幹事会等におきましては、この関連事務事項の事業の中で確認をしていただいているところでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) 深町委員、今のご報告でよろしいですか。これはちょっと、このごみ処理に関する取扱いと違いますので。

じゃ、個別的にお願いします。

それでは、42号議案のごみ処理に関する取扱いについての協議をお願いいたします。

皆さん方から何かご意見がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 北野町の谷口ですけど、家庭用のごみ袋の処理手数料ということで、北野町は町の方から商工会が販売の委託を受けて、商工会の会員の中で販売ルートをつくっておりますけど、その販売の体制は合併後もこのままでいいのかですね、そこら辺をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。それでは、回答をお願いします。

生活環境部会(山下) 清掃分科会の山下でございます。

北野町の指定袋につきましては、他の合併自治体と比べまして高価なことから、中間的な久留米市の料金に合わせることにいたしております。

販売体制につきましては、現行をそのまま継続するという考えております。以上で

ございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ご意見ないようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思えますがよろしゅうございましょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

はい。ありがとうございます。

それでは、第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについてを議題といたします。議案資料は第13回協議会議案等の27ページから31ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい。新山委員。

委員(新山正英君) 三瀨町の新山でございますけども、これについては昨日我々、合併研究会等を開催したわけでございますけれども、現在三瀨町は、ここに記載してございますように、合併処理浄化槽をもって臨んでおるわけでございます。新市においては公共下水道を新市で計画するという調整案になっておりますけれども、非常にこの三瀨町が進めてきたこの合併処理浄化槽は、結局下水道工事自体が工事費の高騰並びにそういう部分を踏まえまして、三瀨町は長い歴史のもとで、県下でも有数の合併処理浄化槽をもって廃水処理の浄化をしてきたわけでございますけれども、そこらあたり、この三瀨町としては、この新市の中で計画する案に対して非常に議論があったわけでございます。現在も40%近い家庭でこの合併浄化槽が設置されておるわけでございまして、現在久留米市ではこの下水道が68%ぐらいということをお聞きしたわけでございますので、ここらあたりちょっと事務局にお聞きしたいわけでございますけれども、私個人の意見としましては、現在どおり三瀨町としては、三瀨区域と言いますかね、その合併した後でも、やはりこの浄化槽の現在の補助率の中で進めていった方がいいのではないかなと、そんなふう思うわけでございます。そこらあたりちょっと、ご回答をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。それでは、事務局から回答をお願いします。

生活環境部会(池田) 下水道分科会の池田でございます。

今、質疑がありました今の合併浄化槽、それに下水道を入れることについてのお尋ねでございますが、この件につきましては、この生活廃水処理の手法として公共下水道、それから農業集落排水事業、それに合併浄化槽、さまざまな事業があります。三漕町の場合は、今までの取り組みの状況でそういうふうなお話ございましたが、行政レベルでは分科会、それから部会、そういうさまざまな検討の中で、三漕町としての見解が、この公共下水道を活用するようなことで今後検討していきたいと。これは任意協議会の中でも一定の合意を見た経緯がございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。よろしゅうございましょうか。

はい。新山委員。

委員(新山正英君) 三漕の新山でございますけど。田主丸、北野町さんは着工予定、着工ということで、16年のうちにとこれに書いてございますので、ここらあたりどれくらいの事業経費、あるいは計画年度をもって進めておられるか、そこらあたりの資料をご提示いただきたいと、そんなふうに思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。それは新山委員、個別でよろしゅうございますか。

はい。じゃ、個別に後でご説明をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) この合併浄化槽です。これは北野町も、16年度より着工するようにしておりますが、これは下水道とは多大な金が大いに要るわけでございます、完成するのは20年から25年間ぐらい後の話でございますので、今、合併浄化槽のお話が三漕さんから出たものですから、いい補助ばつくっちゃうなと思っておりますが、これは北野町においても大体平均的に、5人槽ぐらいで大体8万円年間払わなならんわけですね、業者に。これは委託じゃございませんので。

久留米さんにおいては、確か5万円ぐらいで、仮に3万円、月2,500円ぐらいの差があるようでございます。

その点について、私も合併浄化槽にしたら何か補助かどうか、三瀨町さんのようにしていただきたいわけですね。これはどうしてかといいますと、これは業者が悪いのか市町村の行政が悪いのかは別にいたしまして、くみ取り料やらが非常に高いわけですね、うちのやつはですね。これはそのキロ数でいくと215円で同じようでございますけど、その中の算定基準がどうもあいまいなような気がしてならないわけですので、一応流量計は取りつけろということで、1機取りつけろということでしておりますが、これについてもどうなるかわかりません。

これが非常に、久留米市に合併すると、そのし尿くみ取り料、水道料金、下水道、全部安くなると皆さん期待されておりますが、どうも今の内容を見ますと、ほとんど当分の間は現状のまま、くみ取り料については今までどおり、旧態依然のやり方、そんならば1つもいいところはないわけですね。

これについて私は、久留米市になったらある程度指導を強くされまして、何か業者等において、そういうことをいろいろしていただきたいわけですね、この合併した際に。非常には今までは、特に業者の方が、もうそこまで言うといかんから言いませんが、いろいろ強うございまして、あるわけですね。非常にその問題があって、なかなか市町村だけで、1町ではされないと、組合があるということでいろいろされておりますので、私はこの際、久留米市になればその合併浄化槽の、今三瀨さんのような形で久留米並みにしていただきたいわけですね。

これについては、確かに久留米市のその合併すれば金は多大な増加になるようですが、私は今は要っても将来はよくなるんじゃないかと思いますが、その点について業者等に指導、うちの指導はもとより、この補助について北野町も今言う1市4町で、久留米市は別でございますけど、農村集落排水事業も大体決まっておりますので言いますけど、合併浄化槽と普通のし尿くみ取り料について、市で行政指導をされまして、どうかする方法はないんだろうかと思っておりますが、それと合併浄化槽の補助については、三瀨さんのは当然していただきまして、北野も田主丸も城島もしていただきたいというのが願いでございますので、その点について何か指導なんかする方法は何かあるんですか。

議長(江藤守國君) はい。今の質問の部分で答えてください。

生活環境部会(古賀) 下水道分科会の古賀と申します。

合併処理浄化槽の補助制度につきましては、調整内容の(2) の中の中段になりますが、「維持管理費補助については、平成17年度から新市としての補助制度を導入する」といたしております。設置補助については、久留米市の例としておりますが、維持管理費補助については、平成17年度から新市としての補助制度を導入するといったしております。

それと、浄化槽管理費の地域間較差につきましては、今お話がございましたように、基本的には民間料金でございます。

そういった中で、合併される中での業者間の動きの中で、一定の期待が持てるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明でよろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

はい。富松委員。

委員(富松茂治君) ちょっと自分な、農協の不良債権で遅うなりましてごめんなさい。

来てから早々でございますが、今北野町さんがえらいよかごつ言いよんなさったが、久留米市のくみ取り所が何年に1回か合併処理浄化槽ば、その三潴町が非常に頑張っしてるところに、その久留米市とあぜ際でおりますが、あんたたちが来とりなさるなら、うちにもお願いしますよと言うたっちゃ、うんにゃ三潴は三潴で、三潴なりの2つの業者がおって頼まれんから三潴に頼みなさいと。そうすると三潴は三潴でこうきますと、何か独占禁止法で分かれて我がどんだけでよかごつしよるごたるふう。そんなら、よし、そげなことじゃいかん、我がたちは正義の味方じゃけん、そんならそういう事業がこの仕事のなか際に、始めよう思い立とうと思うて、久留米市と合併したら、これよか幸いじゃけん、このくみ取り業ば始めましようと言うたっちゃ、そのなかなか我がたちが前から頑張っしてやりよるから、今から貴様たちが何言うやうて言うて、その徒党組んでから圧力かけて、なかなかその開業させんわけですよ。

それけん、この機会に、そういう事業に関して、我がたちがその独占でやりよるとば崩してからその値段ば下げて、やっぱあの人たちが始めたけんよかった、ためになったというごたるふうなことを、思い立とうと言うたっちゃ、前からそのしよるけんさせん。例えば、三

瀧は業者が2つあるです。そうすると我がたちが勝手に決めておるです、これからこっちはこっち、あっちは我がたち。それけん、あっちに頼もうと言うたっちゃ頼まれん。こっち頼むって言うたっちゃ、こっちあなた好かんけん、向こう頼むって言うたっちゃ頼まれん。好かんけん頼まれんと、どうしてもうまいかん。そんなら事業ば始むるといったっちゃ、その我がたちがしよるけん出てきて、たった三瀧町に事務所ば置いて支店ば置いとるだけで、もうさも三瀧町に住んでおるごたる顔してから全然受けつけんですね。

これを機会に、江藤市長がおんなさるけん、そういうことを思い立てなさるならばどうぞやっただせえ、私が頑張っしてしり押しますけん、それで応援してみてください。そうするとそういう業者が、彼らの独占禁止は解けてから柔らかくなって、やっぱり値段も下がってきて町民にそのサービスも出て、今は全然サービスの段じゃなかですばい。我がたち神さんのごたる仕事しよるち思うとるですばい。

それけん、あなたがこの際、そげなこっちゃんいかと、そういうふうなことは志すなら、そういうふうな人たちにもそういう仕事を与えて、やっぱみんなから喜ばるるような業者になってほしい。そして、どこでんオープンで希望する人に頼んでほしいというごたるこつばですね、独占禁止法ば解いてもろうて、そして江藤さん、やっぱ江藤市長によかとき合併したちゅうごたるふうに、あなたからこんやつには特に頑張ってもらいたいち僕思いよります。皆さんみんな、これば1日1回、せんもんはおらんとやけんの。こげん万民に通用するとはないということです。よろしゅうお願いしときます。

議長(江藤守國君) はい。ご意見として、しっかり受け止めておきます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 北野の谷口ですけど、この下水道の使用料のところ、北野町は公共下水道が平成16年に事業着工予定ということが書かれておりますけど、大まかな地域的に進んでいくわけですね。一遍に全部、今の北野町がやるわけじゃないですね。

大体何年ぐらいの計画で、今の北野町の全町が下水道ができてしまうか、そこら辺のことを1つお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局、回答お願いします。

生活環境部会(宮崎) 久留米市の下水道建設の宮崎です。

新市の下水道事業につきましては、合併後新たな計画策定を行うようにしておりますが、この計画策定に当たりましては、合併以前の各自治体の下水道事業への取り組みを尊重した計画策定を行ってまいります。

また、下水道事業を計画的かつ効率的、そして均衡ある事業として着実に推進していくためには、整備手法やその整備スケジュール、整備目標、こういうふうな項目等については、今後課題や調整すべき内容等については十分協議を重ねながら、十分な調整そのものを行ってまいりたいと考えております。

議長(江藤守國君) はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 16年の着工予定ということはないわけですね。

議長(江藤守國君) それでは、秋吉町長さん、お願いします。

副会長(秋吉喜一郎君) 私のところでございますので、16年度事業認可を受けて、事業に着手するという予定しております。それで、大体400haぐらいあるわけですが、その中で約100haをまず事業認可を受けたいということで、16年度事業認可に向けて今準備をしておるところでございます。

どのくらいかかるかという期間的な問題ですが、大体20年ぐらいのスパンで一応準備をいたしておるわけございまして、費用も非常に下水道、公共下水道は非常に費用もかかるわけございまして、そういう財政的な面、そういう面も今後は新市において計画的に進められていくものと思っております。

そういうことで、大体金額がどのくらいかかるのか、まだ出ておりませんが、年数的には約20年、全部網羅するにはかかるだろうという予定で、計画を今やっておるところでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) 先ほどの質問の中で、最終的にはしり切れトンボのようになりました

が、この維持管理費の補助についてということでされておりますが、私は将来は久留米市並みにしていただきたいのが願っております。これは、三潁町については5年間は年間1万5,000円ということでございますので、かなりの近い金額になると思いますけど、多分かなり久留米市との差があるわけですね、現在も。

そうすると、くみ取り料においても、私は久留米の人に聞きますと同じ簡易水洗で、2月で7,000円と。北野町の住宅の方に聞けば6,000円から7,000円払いよると、毎月。ということは、もう半分近い金額のようになっておるわけですね。

その点について私は、新久留米市になれば、そういうところも指導していただきまして、何でその215円で久留米市と北野町がこれだけの差があるのかというのが不思議でならないわけですね。これは業者の問題なのか、質なのかは分かりません。しかし、久留米については確か競争原理が働いて、何社か一緒に来ると安いところに頼むというのが人間の心理です。しかし、北野町においては1社しかないわけですね。しかしそれをどうのこうのしても、今は一部事務組合の問題もありますので簡単にはいかないと思いますが、やっぱりそこనికిが委託業者じゃないけど、やっぱり指導していただきたいというのが願いです。久留米市としてその業者に、おたくはどうしてそう違うのかというのをしていただきたいのが願いです。

どうしてかといいますと、簡単にはいきません。住民投票をいたしましても、それが安くなるからということで皆さん久留米に投票されておるわけです。現実にそういうところなら、また、それはどうなるか分からんこととなります、最終的にはですね。そういうのを私はしていただきたいわけです。その点について何か指導するかどうか、方法はないと言われればそれまでですけど、何かする方法はないんですか。

議長(江藤守國君) はい。それは質問ですか。

委員(深町英俊君) はい。質問です。

議長(江藤守國君) はい。回答してください。

生活環境部会(古賀) 料金体系は先ほど申し上げましたように、基本的には民間料金でございますが、広域合併後については当然行政としても、県の登録業者とかそういった業者でございますので、そういった観点での接触があるところは当然あると思います。そういった中では、同じ久留米市内の他地域とのそういう料金については、当然情報として入手できる立

場になるかと思いますので、業者さんとの協議というのはあると思っております。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。城島町長。

副会長(佐藤利幸君) 城島の佐藤でございます。

下水道等の整備計画について意見を申し上げたいと思っておりますけれども、今、下水道と合併浄化槽、あるいは公共下水道、いろいろございますけれども、新市としてどうあるべきかということを中心に考えていかなければならないと思っております。と申しますのは、それぞれの自治体で希望を出して今並べておりますけれども、果たしてそれが一番いいのかどうかという点でございます。この公共下水道の整備については、莫大な費用と期間が必要となります。環境の問題、いろいろ考えます。現状の、今の新山委員さんからもお話がありましたように、既に40%を越すような整備地域もございます。特にそれぞれの地域に合ったシステムを導入するというのを新市としてコーディネートしていかないと、非常にこれは財政的な圧迫がございます。

いろいろ私の町も、今特定地域の事業を取り組みましたけれども、調査をいたしました。公共下水道を整備したけれども、つなぎ込まないというところがたくさん出てきました。それは合併浄化槽をつけておると、また下水道につなぎ組むのに加入金とかいろいろ要るわけです。だからつなぎ込まないということで、処理、維持費用が使用料でペイできない。そういうことで一般財源をものすごく圧迫してるんですね。これは全国的な傾向ですけども。こういうものを考えてやらないと、新市になって非常に財政を圧迫するというのはもう明白でございます。

ですから、それぞれの希望は希望としながらも、新市として、ここは公共下水道エリアでやるべきだ、ここは合併浄化槽がいいんだということを今後20年も30年も、財政が非常に厳しくなると20年計画が30年、40年になるかもしれません。そういうことじゃ、非常に問題であると思っております。

ですからその辺も新市として、1つとして見たときに、そういった適正なシステムの研究吟味をぜひともやっていただきたいというふうに思っておりますので、一言申し添えておき

ます。以上です。

議長(江藤守國君) はい。今のご意見ですが、当然新市としてトータルでどれが一番、どの地域が一番効率的かと、公共下水道、あるいは農業集落排水、合併浄化槽、それはちゃんと今後トータルとして検討していくということでしょう。

はい。そういうご意見を踏まえながら今後やっていきたいと思っております。

それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、第43号議案については原案のとおり承認することといたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次に、第44号議案 介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。議案資料は第13回協議会議案等の32ページから35ページでございます。

何かご意見がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、調整内容のとおり承認したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第44号議案 介護保険事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

次に第45号議案 保健医療事業の取扱いについてを議題といたします。この件に関しましては、前回追加資料の要望がございましたので、まずこの資料の説明を事務局からお願いいたします。

保健福祉部会(平塚) 保健医療分科会の平塚です。

追加資料についてご説明申し上げたいと思います。3ページをお願いいたします。

ここに福岡県内96市町村の乳幼児医療費の助成状況、これは平成16年1月1日現在の区分を表示しております。

議長(江藤守國君) 今日の議案の3ページですね。

保健福祉部会(平塚) はい、そうです。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。第14回の3ページです。どうぞ。

保健福祉部会(平塚) なお、入院につきましては、ここに掲げておりますように96市町村すべてが就学前までを対象年齢としてあります。

次に、通院につきましては、この96市町村のうち20市町村で3歳以上の幼児を対象として既に医療費の助成を行ってあるところと、16年の1月1日から行うことを予定してあるところがございます。

内訳といたしましては、就学前までが5町、次に5歳未満が1市、4歳未満が4市9町1村ということになっております。

それで、先ほど申し上げました平成16年1月1日から制度適用されるのが、就学前までのところで津屋崎町、北野町、香春町、この3町が16年の1月1日から新たに適用されるということになっております。

それで、この備考のところを書いておりますように、この3歳以上の対象につきましては、県の補助の対象外ということになっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明を含めまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい。宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

資料を提供していただきまして、ありがとうございます。

これは、前に言っておけばよかったんですけど、対象年齢を1歳引き上げることによって、1市4町でどのくらいの負担になるか、分かればご答弁お願いしたい。

議長(江藤守國君) はい。今のご質問に答えてください。

保健福祉部会(平塚) 対象年齢を1歳全新市で引き上げた場合でございますけども、見込

みでございますが、1億3,500万円が財源として要ということになっております。以上でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

はい。宮田委員。

委員(宮田康敏君) 今、私たちの町でも人口は横ばいですけど、核家族化が進んで世帯数は増えてるんですね。若いお父さんお母さん方が子育てで苦慮してありますし、北野町のこの新制度というのは、平成16年の1月1日からですかね、就学前までということで、それはしもうたと私は思っております。調整内容に書いてありますが、当分の間現行どおりとして、新市において統一の方向で調整するということではありますが、それはそれで結構ですが、やはり1市4町ですね、同じやっぱり4歳ぐらいままでに引き上げていただきたいという要望を申し上げておきます。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、ただいまの要望も踏まえながら今後検討していく、調整していくということで、原案のとおり、保健医療事業の取扱いについてはご承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、第45号議案 保健医療事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第46号議案 行政区の取扱いについてを議題といたします。議案資料は第13回協議会議案等の41ページから46ページでございます。

何かご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは原案のとおりの内容で承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第46号議案 行政区の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第47号議案 コミュニティ施策の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は第13回協議会議案等の47ページから50ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第47号議案については原案のとおり承認したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、第47号議案 コミュニティ施策の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第48号議案 国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は第13回協議会議案等の51ページから54ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、第48号議案については原案のとおり承認したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、第48号議案 国民健康保険事業の取扱いについては原案のとおり承認することといたします。

以上で協議は終わりましたので、ここで10分程度休憩をさせていただきます。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時23分 再開)

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。再開させていただきたいと思います。

次の議案に移りたいと思います。

次の第49号議案から56号議案までの8つの議案は、本日新たに提案するものでございます。本日は議案並びに資料の説明と、この議案や資料に対します質疑までお受けいたしまして、実質協議については次回第15回協議会において行うこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、第49号議案 保育事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

保健福祉部会(長尾) 児童福祉分科会長の長尾でございます。よろしくお願ひいたします。

保育事業の取扱いについてご説明いたします。本日の資料の4ページをお願ひいたします。

第49号議案

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

5ページをお願ひいたします。

協定項目番号 33

協定項目名 保育事業の取扱いの調整内容についてご説明いたします。

なお、資料といたしまして6ページに1市4町の相違点等を整理いたしておりますので、説明の際、あわせてご覧いただきたいと思ひます。

調整内容の(1)番でございます。保育時間についてでございます。

公立保育所については、合併時は現行どおりとし、私立保育所については、地域の実情や保護者のニーズにより各保育所が決定するとしております。

資料6ページをご覧いただきたいと思ひます。

現在の保育時間についてでございますが、まず公立保育所、全部で22施設でございますが、

ご覧のとおり各施設若干の違いがございます。また、私立保育所につきましても全部で44施設ございますが、ここにつきましても若干の違いがございます。この保育時間につきましては、基本的には各保育所の長が定めるものでございますので、先ほどの調整内容のとおりといたしております。

続きまして(2)番の保育料についてでございます。

保育料については、平成17年度までは現行どおり(各市町の軽減率を適用)とし、平成21年度までに統一を図る。また、統一する保育料の額及び暫定措置(経過措置)の内容については、合併後に調整するとしております。

同じく6ページの資料をご覧いただきたいと思います。

保育料につきましては、ベースといたしまして国の徴収基準がございます。国の徴収基準は、それぞれの所得に応じて7階層に分かれておりますが、現在の1市4町の保育料の徴収基準は、ご覧のとおり区分につきましては7階層から14階層までの違いもございます。また、年齢区分も3区分のところ、2つの区分のところということもございます。

次に軽減率でございますが、これは国の徴収基準に対する軽減率でございます。軽減率の数値が大きい方がいわゆる保育料としては安いということになるわけでございます。

保育料の軽減率につきましては、これは14年度決算ベースでございますが、現状では13.6%から58.8%までと、一定の開きがございます。

この軽減率以下の3行につきましては、平成14年度のそれぞれの保育料の徴収基準表に、任意に選びました所得税非課税の世帯、所得税10万円課税世帯、それから最高額というところのサンプルを挙げまして、実感として保育料がどの程度の違いになるかというのが分かりやすいように挙げさせていただいております。ご覧のとおりかなり、現状の保育料については差がございますので、合併後17年度までは現行どおりとして、この後その経過措置の内容、それから21年度までに統一をしたいと考えておりますが、この水準等について協議をしたいと考えておるところでございます。以上、説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの議案並びに資料につきまして、何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい。新山委員。

委員(新山正英君) 三瀨町の新山でございます。

調整内容の(2)の保育料について、お尋ねを申し上げたいと思いますけれども、調整内容には平成17年度までは現行どおりとして、平成21年度までに統一を図るという文言で集約されておりますけれども、当町三瀨町といたしましては、保護者の方は合併に対する関心もさることながら、この点が非常に関心を持たれている件でございます。

ということは、18年度以降は21年度までに順次、結局ある程度統一された部分の中の料金改定、要するに三瀨町は軽減率が高い方でございますので、値上げの方向にいく感じだと私は思っております。

だからこの、17年度までは現行どおりとされた根拠、それから21年度までに統一を図るという根拠、そこらあたりをちょっと事務局の方に述べていただきたいと思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。事務局から回答をお願いします。

保健福祉部会(長尾) 保育料につきましては、住民間の負担の公平という観点から、できるだけ早く統一をするのが適当ではございますが、先ほど資料でご説明申し上げましたように、かなり開きがございます。十分な時間をかけて協議をすることも必要ではないかということで、17年度1年間につきましては現状を維持しまして、この間に最終的な統一の水準、それからそこに至るまでの経過措置の内容等を検討してはいかがかということで、17年度までは現状どおりとしたものでございます。

議長(江藤守國君) はい。新山委員。

委員(新山正英君) これは私の考え方でございますけど、だったら21年度から統一を図るということにされたらどうですか。それまでは十分な調整期間と言いますか、意見交換期間を設けて、そして21年度より新基準を設けるという案で私はお願いしたいと、そんなふうに思うわけでございます。

以上、今日は意見だけを述べさせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) 済みません。保育料の、3歳児未満までということでここに資料を挙

げてありますが、よかったら4歳、5歳、学校行く前が6歳ですか、それについてどのくらいのその同じシステムの仕方では保育料はどれだけになるのか、今分かるならば教えていただきたい。

それと、幼稚園の就園補助金ですか、ああいうのがいろいろありまして、北野町は2万円ということではしておりますが、ほかの地区ではいろいろ所得制限やらされましてかなりの補助がされておりますが、その点についてよかったらこれは次回で結構ですので、資料があれば提出していただきたいと思います。

保育料については今のシステムで、4、5、6歳はどのくらいになるのかを教えてください。幼稚園については次回です。

議長(江藤守國君) はい。それでは、今の年齢区分ごとの保育料がわかりますか。

保健福祉部会(長尾) わかりますが、ちょっとお待ちください。資料を出します。

議長(江藤守國君) なら、どうぞ。

保健福祉部会(長尾) 保育料につきまして先ほどもご説明いたしましたけれども、階層区分がこう違いますので、なかなか同列に比較するのは難しゅうございますが。

委員(深町英俊君) 詳しい資料は次回に出していただきたい。今日はよろしゅうございます。

議長(江藤守國君) はい。次回に今の2つの資料を用意できますか。

保健福祉部会(長尾) はい、わかりました。久留米市と4町の保育料の基準表がございますので、それを資料として。

議長(江藤守國君) それと幼稚園の関係ということの。(「議長」と呼ぶ者あり)

ちょっとお待ちください。幼稚園の関係の資料は、担当は教育委員会ですか。

教育文化部会(久保田) 次回提出をさせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。富松委員。

委員(富松茂治君) 次回でようございます。北野さんのときと一緒にようございますが、そういうふうなことをすれば幼稚園と保育園がどっちかに片寄りするごたるこつがないように、そうせんと幼稚園と保育園で、あっちさんな少なかばってんこっちさん多かちゅうごつならんように改良をお願いしたい。そういう資料の、できますかな。そういうこつは、立

ち上げはできんでしょうたいね。

議長(江藤守國君) 幼稚園の保護者の負担の資料を用意するということですので、それで協議していただきたいと思います。

はい。宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

先ほど三瀨町の新山委員が申されましたように、17年度については現行どおりと、21年度までに統一を図ると。それで、経過措置の内容については合併後に調整するということではありますが、私たちの町で一番この合併の論点になってるのが、この問題なんですよ。というのが、1市4町の中で城島町が一番安うございますし、軽減率も58.8と、ここが一番、町民の間では久留米市と合併すると保育料が2倍も3倍もなるげなど、合併せんがよかつじやなかの、こういう論議になってるわけですね。

私たちは、その暫定措置で、その内容については合併後に調整する、これは私たちはその今から調整していくことは分かりますけど、一般町民は「高い方に合わすつとやろ」というごたる、そういう論議が出てくるわけですよ。ある程度これは、調整内容というのは、合併後に調整するでなくてね、段階的にどう移行していくと、そういう方向性を出していただきたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。それはご意見ということでよろしいですか。

委員(宮田康敏君) はい。

議長(江藤守國君) はい。三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

6ページのこの下の保育料でございますけども、単純な質問でございますけども、この何というんですか、軽減率、これ見ますと田主丸の13.6から城島町の58.8というふうに非常に大きな差があるわけですね。これは住民からとってみますと、どうしてこんなに、言ってみれば我々は買う方がいいですかね、からすると相場観が違うのかと、行政上こんなことがあって本当にいいんだろうかと。しかも事務組合という連絡会もあるはずなんですね。どうしてこんな差が出てくるのかと。普通のでこぼこ調整じゃなくて、これはでこぼこ以前の問題、要するに社会常識的な問題からやっぱり判断して、あるいは住民の相場観、これ情

報が非常に行き届いたのであれば、越境入園というんですか、そういう世界に飛びつくような相場観にどうしてされてくるのか、どうして出てきたのか、それはちょっと行政法には反しないとは思うものの、ちょっと非常識に近い数字の差じゃないかと思うんですけども、そこから辺どうしてこんなことが起きるのか、一市民としての立場も含めてお聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局の方から、答えられるんだったら教えてください。

保健福祉部会(長尾) 保育料につきましては、先ほども申し上げましたように、一応目安として国の徴収基準表というのがございますけれども、実際にどのぐらいの保育料をいただくかというのは、各地方自治体の判断に任せられてきておりますので、それぞれの考え方に基づいて決定されていることだろうと思いますけれども、例えば例としまして、久留米市におきましては財政に与える影響、それから周辺各都市の状況、こういったものを勘案して決めてきたものでございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

委員(三浦俊明君) はい。

議長(江藤守國君) 各自治体の政策判断の中で、こういった差が出てきているということでございますが。

ほかにございませんでしょうか。

はい。平田委員。

委員(平田 正君) 城島町の平田です。

今回の合併協議の中で、うちの宮田委員から言われたように、この保育料については非常に大きな問題だと思ってるんですね。その中で、この今回の合併の中で、任意協議会時代は水道料金がある意味ではこの合併の目玉で、安い料金体系になるという話もありましたけれども、いろんな調査ではなかなかそういうものがないものであると。だから現状でいくというような感じもありますので、やはり少子高齢化を迎えるこの中で、やっぱりその、何て言いますか、この合併の目玉というような形で、この保育料等の軽減率をできるだけ高い方に合わせるような努力をやっていくような調整方法で取り組んでいただきたいと思います。

議長(江藤守國君) はい、ほかに。

榎原委員。

委員(榎原政則君) 恐れ入ります。資料の提供をお願いしたいんです。

先ほどからも出ておりましたように、少子高齢化対策をどう取り組んでいくか、これはやっぱり福祉行政の1つの目玉だと私は思っております。先だってからの赤ちゃん祝金等につきましても先細りの方向でございますが、今度の保育料等につきましても軽減率がこれだけの差があります。

ですから、大変失礼ですが、60%近くの軽減率があるところの町ではどれだけの財源を負担しておるのかと。そしてまた、十何%につきましてはどれだけ町が負担しておることも大事ですが、町民の方々の負担較差があるのかと。そこら辺の縦横の明瞭な数字を、先ほどの件とあわせてやはり出してもらいたい。その後、将来にわたって先送りしてからするというのも1つの方法だと思います。段階的解消法からすればですね。

しかし、現時点で合わせることができるものはして、新生久留米市の目玉となるようなものも1つ出してもらわなければなりません。それはただただ、赤ちゃんとか、この保育料だけではないと思います。じゃ、財政的にどれだけ負担になるのかと。それはできないのかできるのかという検討も、やはり合併後じゃなくて現時点でされるものはやってもらいたい。そういう意味からしてですね、資料につきましては言われたから出すということも大事でしょうけれども、それに検討するに値する資料をひとつ、事務局の方々、ぜひ出してもらいたいと思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。事務局、その資料は次回用意できますね。

保健福祉部会(長尾) 事務協議の段階でそういった数字については把握しておりますので、この場でお答えすることもできますが。

議長(江藤守國君) 一緒に出してください、次回。

保健福祉部会(長尾) 分かりました。出します。

議長(江藤守國君) ほかにございませんでしょうか。

はい。松下委員。

委員(松下幸嗣君) 田主丸の松下です。

資料要求ですけれども、このいろんな各町によって民営、公立、いろんな形態の違いもあ

と思うわけですよ。その辺を判断したいと思いますので、そういう意味を含めての詳しい資料を次回提出をお願いいたします。

議長(江藤守國君) ここに公立と私立保育所数はありますね。だから資料というのはどういう資料でしょうか。

委員(松下幸嗣君) だから料金の違いがわかるような資料をですね。

議長(江藤守國君) 公立と私立ですか。

委員(松下幸嗣君) はい、そうです。

議長(江藤守國君) それはどうなんですか、公立私立は一緒でしょ。

保健福祉部会(長尾) 公立私立には、差はございません。

議長(江藤守國君) 公立私立はもう一本と、料金は、
ようございますか。

はい。ほかにございませんですか。

それでは、第49号議案 保育事業の取扱いにつきましては、第15回協議会で協議することといたします。

資料については、事務局で調整して提出をお願いいたします。

次に、第50号議案 消防防災事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

総務部会(川上) 消防防災分科会の川上でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、協定項目 消防防災事業の取扱いについてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

第50号議案

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

8ページをお願いいたします。

協定項目番号 25

協定項目名 消防防災事業の取扱い

調整内容 消防防災事業については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)常備消防体制

現行の久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。

田主丸町、北野町、城島町及び三瀨町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。

なお、4町の区域は、現行の久留米市区域の消防サービスとの均衡を図ることを基本として、福岡県南広域消防組合との新たな応援協定について協議調整を行う。

また、将来の消防体制のあり方については、検討委員会（仮称）を設置し検討する。

(2)防災

合併時には、各市町の防災会議、地域防災計画並びに水防協議会、水防計画を新市で一本化する。

続きまして、9ページ資料をお願いいたします。

消防防災事業の取扱いについてということで、(1)常備消防体制ということで、現行の久留米市区域を管轄いたします久留米市消防本部、1消防署、4出張所の組織系統図を記載しております。

それから、下の方でございます。県南広域消防本部の関係でございますが、現行の4町区域を管轄する福岡県南広域消防本部、3消防署、3出張所の組織系統図でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

説明の前に、文字の削除をお願い申し上げます。

上から5行目の「(1)住民の生命」からずっといきまして、最後のところに「事項事項」ということで、同じものが2つ並んでおります。最後の方の「事項」の削除をお願いいたします。

10ページにつきましては、地域防災計画の目的と、それから水防計画の目的をそれぞれ述べております。

それから、地域防災計画及び水防計画の策定状況、これにつきましては1市4町とも策定済みということでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま議案及び資料につきまして説明がありました。何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい。別府委員。

委員(別府好幸君) 田主丸の別府でございます。

調整内容におきましては、久留米市については久留米消防本部が引き続き処理すると、田主丸、北野、城島町、三潴町については脱退すると、ここにはっきり書いておられます。

ただ、その後に当分の間ということで、新市が4町の区域を対象として県南消防組合に加入するというような形になっておりますですね。脱退するというので、そしてまた久留米市が。ちょっと私、分かりにくいかな、まだ理解ができてないかなど。

ただ、単純にこの後をこう読んでいきますと、「4町の区域は現行の久留米市区域の消防サービスと均衡を図ることを基本として」ということではありますが、調整後検討するというか、基本とすると。

何か、私自身も混乱しておりますが、これは何か住民の方も混乱するような形。

議長(江藤守國君) はい。ちょっと詳しくここらあたりのことを、脱退し加入するところをきちっと詳しく説明してください。

委員(別府好幸君) それと、その中に、この説明の中でちょっと理解ができないのが1つと、それとこれは結局、県南消防組合に久留米市消防本部が事務委託するんでしょうかね。

議長(江藤守國君) はい。その点も含めて説明を。

委員(別府好幸君) その点も含めて説明をお願いいたします。

総務部会(川上) はい。済みません、説明不足で。

(1)の常備消防体制につきましては、大きく4つほどであろうかと思います。まず、組織体制ということでございます。これにつきましては、久留米市消防本部、それから福岡県南広域消防本部は、1市4町の合併後も現在のそれぞれの管轄区域のまま消防体制を維持するというような組織体制でございます。

それから、2つ目が取扱いということでございますが、現在福岡県南広域消防組合に加入をしております4町の地位を承継する形で、合併の日に新しい久留米市として加入するとい

うことを提案するというようなことでございます。

それから、消防サービスの均等化を図るということでございますが、これにつきましては先ほどおっしゃいましたように、4町は県南広域消防組合の方をお願いをするということでございます。現在の4町の消防体制を現状より以上に、現在の久留米市の消防体制に準ずるような体制を協議してまいるということで、その姿がまだ見えないというなお話のようでしたが、これにつきましては繰り返しになりますが、現在の久留米市消防本部が持っております人員、それから車両等、そういうものを含めまして県南広域消防本部と久留米の現在の状況に準じた出動態勢を整えるような調整をしていくということでございます。

それから、将来の消防体制のあり方ということでございますが、これにつきましては4町を県南広域消防組合へ加入すると、委託ではございませんで、組合へ加入をするということでございますから、そういう問題も含めまして検討委員会を設置し検討をするということでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) この問題につきましては首長会議で6月以降再々1市4町の正副会長首長会議で協議をいたしてきておりますので、私から若干補足をさせていただきますが、具体的に言いますと、4町については県南消防組合から合併の前日に一旦脱退して、2月5日に今度はその4町分、ここに書いているように新市がですね、新しい久留米市が4町分の区域をもって県南組合に加入するというところでございます。

もともと任協時代は、4町は脱退すると。そして、久留米市の単独消防でいくということで合意をいただいております。

そういう中で、私市長に就任いたしました後、4町長さんから協議を受けまして、これ4町が脱退してしまうと、県南消防組合がなかなかその経営的にも非常に難しくなる。それから双方とも、新久留米市もそれから県南組合も新たな設備投資が必要になってくる。出張所とか派出所とか空白が出てまいりますので、それを設置しないといけない。ということで、結局そのサービスが新たに全体として向上するわけじゃなくて、4町が脱退したために、そういった新たな設備投資が必要になってくると、そしてまた経営的にも非常に県南は難しくなる。

それで、何かいい方法はないのかということでございまして、いろいろ検討をした結果、

一旦事務委託をしたらどうかと。4町分を久留米市から県南組合に事務委託をしたらどうかと、そして現行の体制でやっていくと。そういうことであればいいのではないかと。そうすれば県南消防組合としても、要員のにも、あるいは設備の面でもまだやっていける。それから、新市としても新たな投資が必要なわけではないと。そういうことで一旦、首長会としてはそういう検討をしよう。

その中で、それでは今度は久留米市自体ですね、久留米市は一旦単独消防でいいということになっておりましたので、それについては私の方で議会の方とも、議長の方とも協議をしまして、4町の方でそういう方向があれば、そういう方向も検討していいんじゃないかということで検討を始めました。

そして、県とか法制度上の問題もありますので、検討いたしましたところ、事務委託は問題があると。法解釈上問題があるということで、いろいろ調整の結果、事例としても山口県周南市とか広島市の中で、旧町分をもって新市がその消防組合に加入するという事例もございます。そういうことの方が実態上もいいんじゃないかということで、最終的に首長会でいろいろ協議した上で、こういう調整をしたということでございます。

そういう中で、ですから4町のエリア分をもって新市が県南組合に加入するというところでございます。そうしますと、今の消防体制は維持できると、今の出張所・派出所もそのまま稼働できるということでございます。

今度はその現行の久留米市と4町のエリアについて消防サービスの均衡を図るという必要が出てまいりますから、新たな応援協定を結びますということでございます。

それから、いずれにしてもその4町分だけをもって県南に加入するというのは変則でございますので、これは暫定的な取扱いということで、将来の方向性については検討委員会をつくって検討するということにしておると、こういう案でございます。

概略そういうことでございますが、何かご質問等ございましたらお願いします。

はい。別府委員。

委員(別府好幸君) ちょっと複雑な部分と、せっかく脱退するなら事務委託。私個人的には1つになっていただければいいんじゃないか、また当然その条件が整ったんではなかろうかと感じております。

ただ、3点ほどお尋ねします。

そうなれば、まず2つの消防本部が存在することになるのではないかと。その場合、119番通報関係は、その消防本部が共通のシステムになっているかというのが1点と、消防本部が2つというのを前提にしますと、久留米市消防本部と県南広域消防と、久留米市長と県南組合長の権限を持った2人の立場が出てくる可能性があるんじゃないかと。そういう体制ができるのではないですかというのが2点目です。

3番目は消防団の問題ですけど、本来もう脱退するということが決まっております。4町については、本来なら久留米市長をトップとする久留米市消防本部の組織下に置かれております。ただし、実際の消防活動とか訓練等は県南の方の、多分今のままの指導で行われると。非常に何か中途半端な状況に置かれる状況に、ちぐはぐな指導状況に消防団が陥るのではないかと、その3点と、どなたかお聞きになるとは思いますけど、私の方で先にお尋ねしておきます。

検討委員会はどのような部分で組織されるお考えが現在ありましたら、お聞かせください。以上です。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局から回答お願いします。

総務部会(川上) 119につきましては、新しく久留米市になります4町分につきましては、今言われましたように常備消防が県南広域消防本部の管轄区域でございますから、119も当然今までのとおり県南消防本部に入ります。

それで、その4町分については、常備消防が久留米市であって久留米市でないというような、1つの治外法権的なエリアができるということは、さっき言われたとおりでございます。

それから権限につきましても、4町につきましては、県南広域消防本部の消防長の管轄権限のエリアでございます、常備消防につきましては。消防団については後でご説明いたします。4町につきましては今申しましたように、久留米市消防長の権限は及ばないということでございます。

それから消防団については、これも同じようでございますが、久留米市消防団という形で1つの統一的な名称になりますが、その活動をする場合には、4町の指示系統は県南広域消防本部の方から指示が出ます。それで、久留米市消防本部の方からは4町についての指示は

出ないということになりますから、2階建てみたいになるような感じではございます。4町につきましてはですね。

それから検討委員会につきましては、今合併後すぐそういうふうな検討会を立ち上げるということで、小郡さん、それから大刀洗さん、浮羽・吉井さん、それから大木町というようなことになると、その中からそれぞれおいでいただいて検討委員会、そういうものがあるのかなあと、今そのくらいの案しか持っておりません。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、別府委員。いいですか。

はい、どうぞ。

委員(別府好幸君) 119番の分は現在のまま合併してもですね。久留米市に近いところは久留米市消防本部から駆けつけていただいた方が合併したメリットはある。特に救急業務は緊急を要する事務でございますから、合併して一番先にこの業務がなされて効力を発揮し、そして合併したことによって人の命が救われるような状況になってくるかと思っておりますが、どうも違うと。

それと、久留米市長の権限はまた及ばないと。それと消防団のあれは出ないと。

これは、合併の調整内容にしては非常に理解しがたい部分がございます。

持ち帰って検討はいたしますが、非常に私としては、ちょっと納得しがたい内容ではないかと思っております。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございせんか。

はい。三浦委員。

委員(三浦俊明君) 2点聞きたいんですけども、1つは基本的な考え方について、どういう本当の考えなのかと。テクニック論じゃなくて、消防というのをどういうふうに将来もっていくのかというところが見えない提案になっていると思います。

特に基本的な考え方ですけど、気になりますのは任意協議会時代、先ほど市長が言われたように、新市に統合するということがあったわけですね。これはこれなりにやっぱり十分事務局として検討をされて、久留米にあった方がいいというところが出たはずでございます。それが急に変わった原因がちょっと分からないというのが、第1点でございますが、さらに私は考え方として、やはりこの合併の基本に立ち返りますと、役場と市の事務の合理化

だけではなくて、そこだけの合理化であれば非常に不十分だと思うんですね。せめて、役場と市の事務が合併するのであれば、次は一部事務組合ぐらいまでこれは引っ張っていく迫力とパワーがないと、本当の合併はできないんじゃないかと。

一方で、後ほどの議題に出てきますけども、新市の新市内にある1市4町の公共的事業、公共的団体、これについては後ほど文章にありますように、新市として一日も早く一体性を確立するために統合に向けて努力するとなってるわけですね。よその組織には統合しろと言いながら、自らの組織自身が統合に向かって、「事務的な問題、技術的な問題からちょっとだめですよ」と言うのは、これは人に言う資格すら私は疑問に感ずるわけでございます。

まして、我々合併するときに、それぞれの郡があったわけですね。例えば浮羽郡、三潁郡、三井郡とあったわけですが、それを振り切ってこの久留米に合併しようじゃないかと。それはなぜかという、この前も言いましたように、単なる行政の合併じゃなくって、市民活動、あるいは経済圏を一緒にした方が今後スムーズにいくと。その過程では若干摩擦があっても、将来に向かっては、その今の行政圏でまとまるよりか、そういう市民活動ないし市民の動きなり、通勤だとかを含めて、活動なり、経済圏でまとまった方がいいと出てきたわけですね。

だから私はそういう点からも、ここだけどうしてそうなるのかと。大体、一部組合が幾つ合併すればちゃんと新久留米市になるのかというところが非常に疑問でございます。

そこら辺のところをどう考えたら、もっと基本論のところを、テクニック論でなくて基本論についてご回答をお願いしたいのが1点と、それからもう1つは、次回にぜひ回答をお願いしたいのは、今日は無理だと思いますけども、将来はこれ全く白紙なんですね。どうするか出てないわけなんです。合併後に組織をつくって検討しますと。これはものすごい後退なんですよ。

だから私がいつも言いますように、合併調整で「現行どおり、現行どおり」は非常に問題だと。現行どおりでいいから、もう5年後10年後の姿をできるだけ出してくれとかと常々言ってるんですけども、せめてここは非常に大きな問題ですから、じゃどういう方向で検討委員会はもっていくかと。その方向ぐらい出さないと、ただ白紙から検討し直すでは、もうテクニック論に始まってテクニックに終わると。これは非常に危険なことだと思います。我々やっぱり委員は、そのくらいまでの責任を持ってこの協議会を運営していかないと、現

行どおりで我々はもう終わった、終わったと。来年の1月か2月に終わったじゃ、我々自身の責任にもなるわけでございます。

したがって今回は、この検討委員会を持つときに、どういう基本的姿勢でその検討を始めるかということぐらいは事務局でもう一度検討していただいて、出していただきたいというふうに思います。2点目は要求でございます。以上です。

議長(江藤守國君) 1点目については、これは一部事務組合全般ということですか。

委員(三浦俊明君) 消防。

議長(江藤守國君) 消防に限定するわけですか。はい。

基本的なことということで、この消防に関連しては、ちょっと経過がありますので、よかったら三瀧町長お願いします。

副会長(砂山惣吉君) この一部事務組合関係、これはすべての組合でもそう言えると思います。この消防組合、特にこれは身近な問題ですからいろいろ議論が出て、最終的にはこういう方向でまとめたわけですが、この考え方というのと経過をちょっとご説明申し上げたいと思います。

任意協議会の中では一本化ということで、単純に脱退ということだったんです。これは一番その脱退する側としてはいいわけですが、これは県南広域消防の中に持ち込んだ場合、もちろん私も副組合長という立場もあります。そういう中でいろいろ意見交換すると、やはり残ったところの立場、仮に三瀧郡では大木町が1町残ります。それから浮羽、三井でもそういうことになるわけですが、そういうことになった場合に、県南消防組合は行く先、これはもう全然その計画もできないと。消防署の問題、それから現在まで財産あたりを積み立てたり、基金等を持ってありますが、その配分。それから施設の関係。そういう問題が短時間に解決するような問題ではないと。最終的にこのようにまとめていったわけですが、これは変則的なことは十分分かっております。ただ、脱退して残った立場の話も聞いて、やはりきちんと解決しなければいけません。

それでいろいろ後に、ここに検討委員会という話が出ております、これもやはり、この県南広域消防と久留米市等々含めて、まだ今からその防災対策、いろいろな面を長期的に考えた場合、まだまだ大きくすべき時代にきているんじゃないかというようなことで、とりあ

えず新市を立ち上げた後に早期に検討委員会をつくって、まだまだ広めた、いろいろ今、自衛隊問題もあるわけですよ。そういういろいろな災害等を含めて検討すべきだということで、とりあえず合併した時点において、この検討委員会を早期に立ち上げて、21世紀の消防防災のあり方を検討したらどうかということで、一応の結論に至ったわけです。

この県南広域消防の方も、先だっの首長会等々でそういう方向は了承されたといひましようか、そういうことをお願いしたいというのが残る市町の考えでございます。

そういうことが、非常にこれ住民に密接につながっておりますから、これを久留米消防署に通信指令を載せるということになれば、またこれ複雑になるわけですから。とりあえず、現状の中で対応していかなければやむを得ないだろうというような最終的な案となっております。

この問題、いろいろ意見出ておりますけど、最も重要な問題ですから当然早く、これは新市の中でも一番に取り組む大きな問題だと思っております。

そういう県南広域消防の方の考え方もちょっと述べたわけですので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。(「ちょっとそんなら」と呼ぶ者あり)

はい。右田委員。

委員(右田正純君) 右田ですが、今の町長さんの説明では、将来的には久留米市消防本部が、極端なことを言えば現在の県南の消防組合も引き込んだ形でリーダーシップをとっていくというふうに理解をしていいわけですかね。

議長(江藤守國君) はい。三潯町長。

副会長(砂山惣吉君) 具体的には、まだリーダーシップ問題までいっておりません。

私の考えとしては、やはり久留米、もちろん県南広域圏あたり等も考えながら、もっと広げてもいいんじゃないかということで、こういう県南消防の中でも意見は出しております。

ただ、それが合併した時点で早期に検討しようということですから、やはり母都市機能というのは、やはり久留米新市がリーダーシップをとるべきだと思っております。

これは現在、小郡市長が組合長なんです。組合長としてもそういうふうな見解、考え方に

ついでに異論はなかったと思っております。

そういうことで、今日ご説明する段階に、具体的にはまだ出ないんですが、そういう方向性で進めたいというような考えを持っております。

議長(江藤守國君) はい。よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) 北野町の深町です。

今のお話は聞きよると、何かえらいややこしいような気がしてならないわけですが、県南広域消防組合と久留米消防が一緒になるということはできないんですか。どうしてかといいますと、県南の事務所は久留米市にあるわけですね、中心ということで。しかし消防署においても、変なふうになんかややこしくなったごたる形で、私は将来大久留米市になるならば、そこにきも広域も、小郡、大刀洗、三潴の1町と浮羽の2町、それを含めて一緒に消防組合をしましょうというのが、私は絶対前提だと思うわけですね。

それだから、私が言いたいのは、何でそういうことを、ややこしいことをするのかというのを言いたいです。どうしてかといいますと、救急車が何か神代橋のにきで乗せ替えよるわけですね、患者ば。何かなと、どうしてかなあと、つとよかろうけんと思ひよったけど、何かその持ち分か縄張りか、そういうことがあって下ろして、久留米市の救急車で持っていたと。現実にそれを見たわけですね、私は。そんなこっちゃんどんこん、死ぬか生きるかわからん患者ばっさい、乗せ替えるっちゅう事態が、私はどうも腑に落ちんとですよね。それはよかこったいと私は言ったんですけどね。何かといいますと、そういうことをしますなら何もならないんですね。私は当然、これは久留米のエゴか何か知りません。

議長(江藤守國君) ちょっと待ってください。そういう事実関係はあるんですかね。ないことを言われても、ちょっとあれですので。

委員(深町英俊君) あります。現場写真は撮っておりませんが、見ております。

議長(江藤守國君) 常識では考えにくいんですけど。救急車を、患者を乗せ替えるということは。

総務部会(川上) かなり以前ですね、我々が入ったころ、昭和40年代、そのくらいはあ

ったかと思いますが、今はもう管外ですね、北野の先にあります大刀洗の出張所なんかからも聖マリアまでは年間100件以上、来ておりますし、三瀨消防署、それから浮羽消防署からも100件以上来ております。

そういうことで、今のようなことは、本当何か申し訳ないような言い方ですが、考えられないような、

議長(江藤守國君) ですから、県南消防組合の救急車に乗って県南のエリアの人が久留米市域に入っても、直接もう聖マリアとかへ行ってるわけでしょう。

総務部会(川上) はい、そうです。

議長(江藤守國君) 乗せ替えとかないんでしょう、現在は。

総務部会(川上) そうです。はい。ありません。

議長(江藤守國君) そういう事実はないということでございますので。

委員(深町英俊君) それはそれでいいです。

議長(江藤守國君) はい。

委員(深町英俊君) それは分かりました。

ただ、私が言いたいのは、基本を言っとるんですよね。三瀨・城島の町長も消防署あがりでございます。

私は努力していただいて、久留米が、久留米とエゴを持ち合い、

議長(江藤守國君) 先ほど申し上げましたように、私が本来、任協ではもう久留米に単独となっておったわけですよ。それを先ほどから三瀨町長がおっしゃいますように、これは救急・消防というのは住民生活に密着する。ですから、残されたところが困るわけです、4町が脱退してしまっただけでは。消防署員の問題もありますよ。消防署員をどうするのかという。

それから、例えば大木町には出張所、何もありません。それから、田主丸にはあるけど吉井、浮羽はどうするのかと。ですから、そういった問題を短時間の中に新たな設備投資を、出張所とかつくとかいう必要はないわけですよ、今の状態を継続すれば。

ですから、4町分をもって新久留米市が入ると。そうすれば、そのまま人員の身分を移したりする必要もないし、それから新たな出張所・派出所もつくる必要もない。ですから、そ

れをしっかりとやって、やりながら検討をやっていこうということですから、まさに私としては広域的な住民の皆さんのために、こういう措置を暫定的にとらざるを得ないということで、首長会議で合意して提案させていただいているところでございますので、久留米のエゴとかということでは決してありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員(深町英俊君) いいですか。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

委員(深町英俊君) その出張所の話ばしますと、北野にはありません。もうはっきり言っておきます。そいけん、それは持ってこいということじゃございませんけどね、私が言いたいのは、やっぱそういうとはややこしい、久留米に一部事務組合が入るということですけど、一応4町だけを含めて入るということでございますので、ただ内容的にはいっちょん変わったらんということですね。はっきり言ひますと。それじゃ何もならないわけですね。

議長(江藤守國君) 変えたら残されたところが成り立たないから、そういう措置をしていただきたいという4町長さんから私にお話しがありましたから、こういう調整をずうっと協議してやってきたわけなんですよ。

委員(深町英俊君) 市長が言わっしゃることは、分かるですよ。しかしね、それは旧4町がそれでまたそれに新久留米市で入るけど、それは旧4町だけで、久留米市はかたらないわけでしょう。そんならいっちょん変わらんじゃないですか。

議長(江藤守國君) 変えたらそのいろいろ、もう1年しかない中で時間的にも間に合わないわけですよ。だから新たな体制は、合併して検討委員会をつくってきちっと検討していこうということでございます。(「はい、ちょっと」と呼ぶ者あり)

はい。三瀧町長。

副会長(砂山惣吉君) 今おっしゃることも分かります。ただ、県南広域消防と久留米市が一体となるのが一番いいわけですよ。これが中をいろいろ調査しますと、担当消防署長あたりからの意見を聞くと、なかなかその司令等の問題等々でなかなか短時間にはできない。やはり内容を検討するには、やはり3年半か4年はかかるという説明を受けました。

じゃそれを、そういうことで不可能であれば、当座をしのぐ一番いい方法というのを見つけたと言うか、いろいろ議論の末にこの結果になったということですから、やはり内容は先

ほどからもありました人の問題、施設の問題、一番必要なのは119等々の司令塔の統合、一本化というの、これなかなか金も要ります。数億円という数字を聞きました。

そういう面で、非常に短時間の中でこれを乗り切っていくという方法は、これしかないんじゃないかというのでございますから、その点十分ご理解いただいて、次の検討委員会等では大きな意見をまとめて、早期にご要望に沿うような対応をとるべきだと思っております。

これは広域消防の中でいろいろ検討してきた結果をちょっと皆さん方にご報告をして、ご理解を得ておるわけです。以上です。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) はい。富松委員。

委員(富松茂治君) 僕も消防に入ってから、消防の役もさせていただきましたが、やっぱり今のその市長さんが言いよんなさるお言葉と、当三瀨の町長が言いよる言葉と、その中に真ん中にはさまる消防団長の意見が強過ぎて、下の民々の人たちを消防の一括下に入れたら、お金がかかり過ぎっとなさっとやろうもん、結論的には。違うとですか。

僕たちのときは、消防は安うしてもう社会奉仕の、だからあちこちでするっち、もう2,000円じゃい3,000円じゃいで1年間、消防団員で火の中、水の中飛び込んで、今日あたりになりますと何ですか、消防団ちゅうともうさんざん金ぴかで、至れり尽くせりで、嫁入るなら消防団に嫁入らにゃんち言いよんなさるごたる時代に、あなたした時代の消防団などげん言いよんなさるですか、飲んで働いて金になるといって、たっ行って手当は少なか、消防団なプロで構えとって、ちょっと専門で来てからちゅうて、それは上から下まで広域化になったなら、そのお金のこうこう線ば引いたなら、人はほんなこて涙も出らんごとして火の中に飛び込んで行きよるですばい。

議長(江藤守國君) 富松委員、分かりました。

消防団員は本当にボランティアの精神でやっていただいておりますので、その問題とはちょっと違うと思います。

はい。じゃ、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 今日は質問でございますので、質問としてお聞きしたいんですけども、この調整文で、当分の間という言葉がございますが、この当分の間ということの一方で、やっぱりさっき言った指揮命令系統の問題もありますし、サービスの問題もあるんで、やっぱり

り1日も早くという気持ちがあると思うんですね。

それで、合併後に検討を開始するというニュアンスも、先ほど三瀬の町長から、副会長からご説明がありましたけども、これはやっぱり1日も早い方がいいと思うんで、どうして合併後なのか、今からでも始められないのかと。次回ぐらいには、これもう恐らく決着つくと思うんで、私はやっぱり1日も早く、質問するとまた答えが大体決まってくるんで、しませんけども、要望として1日も早く検討会を1市4町の皆さんが入ってやられたらいかと思うんですけども、よろしく願いいたします。

議長(江藤守國君) はい。

はい。それじゃ、宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

説明を聞いていますと、何かこう答弁がしにくいような感じがしますですね。江藤市長、砂山町長のお話を聞きますと分かりますし、確かにこれは過去の発足当時のいきさつがいろいろありますしですね、消防の職員の問題、財産の問題、基金の問題、いろいろあると思います。

しかし、これは今の県南消防組合の構成を見ても、旧三井郡、浮羽郡、三瀬郡、真ん中にある久留米市が抜けとる。非常にこれは異常な体制なんですよね。それで、砂山町長が言われるように、早期に解決をしていただきたいと。

三浦さんが言われますように、合併後に検討するじゃなくて、もう明日からでも結構ですので、できるだけ早くですね。(「賛成」と呼ぶ者あり)

というのは、今、例えばうちで、城島町で大火があったからといって、田主丸とか北野から来るわけないんですよ。ほとんどもう救急救命というような感じで城島町から久留米大学、古賀病院、聖マリアとかに来るわけなんです。

そういうことを考えれば、1日も早くこれを一本化していただいて、先ほど言われますように、本当に大久留米広域圏を形成していただきたいと私は要望いたします。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい。じゃ、城島町長さん。

副会長(佐藤利幸君) 城島の佐藤でございます。私も長年消防に入っておりまして、裏表よく知った立場でございます。

今後、皆さんが持ち帰って検討される中での参考にしていただきたいということでございます。

日本は法治国家でございますから、法律に基づいているんな行政は進めていくわけでございますけども、消防組織上では、当然消防の責任は市町村それぞれに固有に責任があるんですよ。

そういうことから、新市は単独でというその当然の発想なんですけれども、今お話がありましたように、47年からのいろんな広域消防の経過がございまして今のような形になっておりますけれども、今の社会情勢を考えてみますと、特に救急医療というのが非常に増えております。そしてどこに行くかという、久留米医療圏の中で久留米なんですね。聖マリア病院、あるいは久留米大学病院、そういったところが中心になって周辺から救急車が行くんです。そういうような部分がこれからもさらに増えてきますし、それから国も防災体制の中では、さらに広域化を推進しているというような方向性がございます。

こういうことから、やはり新市としては、もっとその新市1市4町に関わらず、やっぱり広くそういった広域消防体制を確立することが、ひいては地域住民の福祉の向上に寄与するというようなことがございますから、こういう部分を中心に、この消防体制も議論していく、協議していく必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。

そういうことから、その綱引きとか、そういう県南と久留米の関係とか、いっぱいございます。この合併そのものが効率化を目指しておりますから、その効率化を目指したことが、その例えば三漕郡、浮羽郡、三井郡、この合併によって消防は分断されてしまってるんですね、今、この話で。

ですからやっぱり、その効率化を目指した合併が、非効率的部分を残すべきじゃないというふうに思うんですね。ですから、プラスの方向にすべてを協議していくべきじゃないかということから、首長会でもさらなる広域化を目指してということの内容の調整事項なんです。ただし、田主丸の方から出ましたように、これは指揮命令系統の二極化とか、いろんな問題が介在しておりますので、これは変則なんですね。だからあくまでも、この提案は緊急

避難的な措置でございますから、これはなるべく短くした方がいいということを中心に協議していきべきじゃないかということでございますので、よろしく申し上げます。

議長(江藤守國君) ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの議案につきましては、第15回協議会で協議することといたします。

続きまして、第51号議案 消防団の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

総務部会(川上) はい。

第51号議案

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

12ページをお願いいたします。

協定項目番号 26

協定項目名 消防団の取扱い

調整内容

消防団については、当分の間、現行どおりの消防体制を維持するものとし、新市において消防団の活性化及び組織力の向上を目指し、地域の特性を考慮した組織再編を図る。

13ページをお願いいたします。資料の説明でございます。

消防団につきましては、組織、団員数、車両ということで示しております。一番上の消防団ということでございますが、1市4町ともそれぞれ消防団があり、消防団長がおられます。

それから分団でございますが、久留米市の場合は基本的に各校区、小学校区に1つありますが、1校区だけがございまして、現在26個分団でございます。田主丸につきましても、7校区で7個分団。北野町につきましては、4校区と、それから役場に分団がございますから5個分団ということで、城島町につきましては旧町村ごとということで、3つの分団がございます。三潁町につきましても3校区3個分団というようなことで、合計で44個分団。

それからその下に、久留米の場合はございませんが、4町の場合は部、班というような組

織がついております。

それから団員数でございますが、久留米市は定員でございますが799名。それから田主丸302名、北野町161名、城島町160名、三潁町165名と、合計の788名。久留米より11名少ないということで、久留米市の消防団員の数と4町の数、ほぼ同じでございます。

それから消防自動車の数でございますが、久留米市がポンプ車27台、田主丸14台、北野町6台、城島町13台、三潁町11台、4町合計44台、1市4町で71台というふうな組織、団員数、車両の数でございます。以上で終わります。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの議案及び資料につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。(「なし」と呼ぶ者あり)

ございませんですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの議案につきましては第15回協議会で協議することといたします。

次に第52号議案 上水道事業の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

生活環境部会(柴田) 水道ガス分科会の柴田でございます。よろしく申し上げます。

第52号議案

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

15ページをお願いいたします。

協定項目番号 29

上水道事業の取扱い

調整内容についてご説明いたします。

上水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 上水道事業計画について

城島町及び三潁町の上水道事業については、久留米市に統合する。

また、現在三井水道企業団の給水区域にある北野町については、合併の日に新市として北野町の地位を承継する形で三井水道企業団に加入し、その後のあり方については合併後、三井水道企業団と調整する。

上水道事業計画については、このような状況を踏まえるとともに、田主丸町への上水道の普及を含め、新市における一体的な調整をめざしたものとする。

(2) 料金体系について、ご説明いたします。

料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。

なお、料金体系統一までの間、城島町及び三瀨町については、基本水量及びメーター使用料の調整により、使用者の負担軽減を図る。これによりまして、標準家庭では10%前後の負担減となります。

また、北野町についても同様の軽減相当分を別途措置することとし、その内容や方法については合併までに検討する。

(3) 加入金・負担金についてでございます。

城島町及び三瀨町の加入金については、現行どおりとし、料金体系統一時に統一する。また、負担金については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。

(4) といたしまして、手数料でございます。

城島町及び三瀨町の手数料については、久留米市の例により統一する。なお、北野町については三井水道企業団の例による。

(5) 簡易水道事業でございます。

田主丸町の簡易水道事業については、新市で事業を引き継ぐ。なお、その上水道事業への取り込み等については、上水道事業統合後の事業計画のなかで調整する。

続きまして、16ページ以降の資料についてご説明いたします。

16ページは上水道事業計画についてございまして、上の方がそれぞれの目標年次、給水人口、給水量等でございます。中ほどが平成14年度の実績でございまして、下の方は水源をあらわしています。

次に、17ページをお願いいたします。

料金体系でございまして、特に料金体系の相違点がございまして、若干説明させていただきます。

体系別でございまして、久留米市と北野町では口径別の料金体系。そして城島町・三潴町では、用途別の料金体系になっております。

消費税の課税方法につきましても外税と内税がございまして。

それから料金構成でございまして、基本料金と従量料金、これはいずれも一緒でございまして、メーター使用料は久留米はございません。

それから従量料金の性質でございまして、久留米市の場合は逦増制ということで、使えば使うほど料金が高くなるという制度でございまして。あとの3町につきましては均一制でございまして。幾ら使っても同じ単価でございまして。

以降、現行料金表をそれぞれ載せております。

Aは久留米市の現在の料金表でございまして。下のイの北野町、これは三井水道企業団の料金表でございまして。

次のページをお願いいたします。18ページでございまして。

城島町の料金表でございまして、こちらは先ほど申し上げましたように、用途別の料金体系になっております。一般用、学校用、公民館用という3つの料金表がございまして。

それからエが三潴町でございまして、こちらも用途別の料金でございまして、一般用、それから次のページの官公署・病院用、それから学校・工業用、それから公民・分館用ということで、4つの料金表がございまして。

続きまして、20ページをお願いいたします。

(3)は、加入金と負担金でございまして、加入金、これは給水装置の新設等に当たりまして給水申込者が納付する金額でございまして。

それから負担金でございまして。

下の は負担金でございまして、給水の申し込みに当たりまして公道上に配水管がない場合に、それぞれ申込者が負担する工事費の表でございまして。

続きまして、21ページをお願いいたします。

手数料でございます。これもそれぞれ表示いたしております。

それから、(5) の簡易水道事業、これは田主丸町さんに 2 地区でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。この議案並びに資料につきまして、何かご質問などがございましたらお願いいたします。(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第 15 回協議会で協議することといたします。

次に第 53 号議案 一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

事務局(荒木) ご説明申し上げます。

22 ページでございます。

第 53 号議案

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 12 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

23 ページをお願いいたします。

また、資料といたしまして、24 ページと 25 ページに資料をつけさせていただいております。

協定項目番号 14 番

協定項目名 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等については、次のとおり取り扱うものとする。

これは、これまでいろいろご協議いただいた分につきまして、総括的な整理をしたものでございます。

(1) 番目に、八女西部広域事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合、浮羽郡衛生施設組合、両筑衛生施設組合、田主丸町・吉井町衛生施設組合、福岡県南広域消防組合、三井水

道企業団及び浮羽老人ホーム組合については、現在当該組合に加入している町の地位を承継する形で、合併の日到新市として加入する。

右の方の資料でございますように一部事務組合の中で、左の方に（１）と書いておりますように、この事務組合につきましては、構成につきましては、久留米市が加入していなくて、ほかの４町と一緒に加入されている場合、またはそれぞれ加入されている場合等がありますので、この町の地位を承継する形で加入するということにしているところでございます。

（２）番目に、田主丸町、北野町、城島町及び三潯町が加入しています福岡県介護保険広域連合、福岡県自治会館管理組合及び福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するというものでございますが、こちらは右にございますように、４町がそれぞれ加入されている組合でございますが、この合併の日をもって脱退するというので整理させていただいているものでございます。

（３）番目に、福岡県南広域水道企業団、久留米広域市町村圏事務組合、久留米市外四市町高等学校組合、久留米市外三市町新川組合、福岡縣市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、新市として引き続き加入するということでございますが、（３）番目に掲げておりますように、この組合につきましては久留米市が加入しておりますので、その部分を含めて新市として引き続き加入するとしているものでございます。

（４）番目に、福岡縣市町村職員退職手当組合につきましては、今後、規約改正が予定されているところでありまして、当該規約の改正内容が明確になった時点で調査検討して対応するということを含め、そういう意味で合併までに調整するという整理をさせていただいております。

（５）番目に、田主丸町が加入している浮羽郡自治会館組合については、解散の方向で調整するというふうに整理させていただいております。

資料の２４ページは、それぞれの組合の状況。また、２５ページにつきましては、先進合併市の一部事務組合等の取扱いに関する協定項目の内容を資料としてつけているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま説明がありました。

議案並びに資料につきまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい。三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸の三浦でございますけども、この(1)で、いろんな組合がございますね、八女西部広域組合とか。これ全部現行の引き継ぐとなっておりますけども、これは久留米市にこういう受け皿的なものがないから、そのまま従来の、要するに新しい市の枠を越えて加入されようとしているのか、先ほどの消防と同じように、相手に対する影響が大きいかから続けられてるのか、そこら辺ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。八女西部広域事務組合、清掃の関係、ちょっと教えてください。

(「全部」と呼ぶ者あり)

全部ですか。

はい。じゃお願いします。

事務局(荒木) 先ほど、一部事務組合等の取扱いにつきまして調整内容をご説明させていただいたときに、前もってお話しさせていただければよかったと思うんですが、中ほどにございますように、福岡県南広域消防組合等につきまして先ほどの調整の内容で、るるご協議、またご質疑等があったように、現在の調整内容、既にもう協議が済んでる分もございますが、その調整内容を一部事務組合等の取扱いという面で整理いたしますと、こういうような形になるということで、調整をさせていただいてるということでございます。

なお、おっしゃいますような、例えば八女西部広域事務組合、特にこういう施設を持っているところにつきましては、それぞれ施設を運営するに当たりまして、その現在の構成市町の費用、またそれぞれの事業量等がありますので、そのまま継続してというふうになっていると理解、承知しているところでございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

はい。ほかにはございませんでしょうか。

はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 北野町の谷口ですけど、ここに(4)番に福岡県市町村職員退職金組合については合併までに調整するという事になっておりますけど、前々回資料をいただきましたけど、久留米市は各年ごとに退職金に応じた退職金の引き当てを一般会計から出してる

ということでありまして、今組合に入っていない久留米市と、今まで入ってる4町の退職金組合ですね、これをひっくるめてどういう形にしていくかという検討をなされていくんでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。それでは、回答をお願いします。

人事調整会議(萩原) 今後の対応については、2つの選択肢しかございません。

1つは新市が全体、全部一緒になって退手組合の方に加入するという方法と、4町が今の組合を脱退して新久留米市で独自の、今久留米市がやっている方法に合わせるという2つの選択肢しかない。

そういう意味で、どちらの選択肢が新しい市にとって、比較して優位になるのかということとを今、退手組合の方で改正されている規則の内容を踏まえて今後検討していくということでございます。

議長(江藤守國君) はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 今の段階では、退職金組合に久留米市は入れないんでしょう、現時点では。

議長(江藤守國君) はい。その点どうですか。

人事調整会議(萩原) 退職組合に入ることは入れるというふうに思いますけども、先ほど言いましたように、取扱いがばらばらで入るということではなくて、入るとするならば1市4町全体で入ってしまうという形になります。

議長(江藤守國君) はい。よろしゅうございますか。

はい。谷口委員。

委員(谷口邦博君) 心配してるのは、4町は退職金組合に今入っておりますけど、現在入っていない久留米市の退職金の支払制度というのは一般会計から、要するにその年の退職者に対しての、要するに一般会計から出されておると思うわけですね。

それが今の段階はいいけど、合併した後に平成19年ぐらいからが、ものすごい数の人が退職されるわけですね。16年は27名ぐらいですけど、多いときには22年には87名とかという数字になってくるわけですね。これ一般会計から出されたら、とてもじゃないけど、今の1町の財源みたいな形で支払わないといけないんじゃないかと。

この問題を、ひとつ合併後考えるとかという問題、合併までに調整じゃなくして、できれば早くどういう形でいくかと、財源をどうしていくかというものでひとつ出してもらいたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。それは、回答できますか。

人事調整会議(萩原) どれぐらいの財源が要るか、特に加入する場合ですね。これについては、先ほど言いましたように、今、退手組合の規約の改正が予定されているようでございますので、その改正内容に応じた試算を行わなければ、ちょっと今の段階では出てこないと。

したがって、先ほど冒頭説明がありましたように、改正内容を見た上で、その内容に沿った財政試算を行って検討を行うという手順になるかと思えます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議案につきましては第15回協議会で協議することといたします。続きまして、第54号議案 公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

事務局(荒木) はい。ご説明申し上げます。

26ページからでございます。

第54号議案

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号 16番

協定項目名 公共的団体等の取扱い

調整の内容でございます。

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおりとする。

これは右の方に資料といたしまして、公共的団体等の取扱いの資料をつけておりますが、2番目に合併特例法上の規定というものをつけさせていただいております。

合併特例法第16条第8項に、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」という条文がございます。これは地方自治法を踏まえてこういう整理をされているわけですが、そういうものをまず基本に整理させていただいているということがございます。

(1) 番目に1市4町の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

例えば、社会福祉協議会等が法律によりまして、1または1つの市町村の区域内でというように法的に要件がございますので、合併時に統合するよう調整に努めるという整理をさせていただいているところでございます。

(2) 番目に、1市4町の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

例えば、シルバー人材センター等がございますが、こういう公共的団体につきましては、法律によりまして、1つのところに1つというふうになっておりますが、例えば補助金等の都合等がございますので、合併後速やかに統合するようという整理をさせていただいているところでございます。

(3) 番目に、1市4町の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるということしております。

例えば、医師会等がございますが、そういうものは将来統合するよう調整に努めるということになるかと思っております。

(4) 番目に、独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねるということにしております。

公共的団体の定義につきましては、書いておりますが、 というような形で整理させていただいております。

ただし、国、県、郡レベルの組織への加入、こういうもの、また1市町のみに関係しているもの、市町職員等で構成する連絡会や協議会的なものについては、この取扱いから省いたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま説明がありました議案並びに資料につきまして、ご意見・ご質問などがございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第15回協議会で協議することといたします。

次に、第55号議案 使用料、手数料等の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

財政調整会議(中園) 第55号議案について説明いたします。総合調整部会の中園でございます。

29ページをお願いいたします。

第55号議案

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

30ページをお願いいたします。

協定項目番号 15

協定項目名 使用料、手数料等の取扱いについてでございます。

なお、この内容につきましては、既に当協議会において提案されたり、さらには既に決定されております事務事業、約1,440項目の事務事業の調整の中で、使用料、手数料等の調整に当たっての基本的な考え方を取りまとめたものでございまして、再掲という形で総括的に整理をしたというものでございます。

調整内容

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、同一又は同種の制度については、原則として可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、統一することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当

分の間、現行どおりあるいは経過措置等を講じるものとする。

なお、31ページでございます。これは、他の先進合併市の参考事例ということでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま説明がありました議案並びに資料につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの議案につきましては、第15回協議会で協議することといたします。

次に、第56号議案 補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。

議題について説明をお願いします。

財政調整会議(中園) 第56号議案について、ご説明をいたします。

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

33ページをお願いいたします。

協定項目番号 17

協定項目名 補助金、交付金等の取扱いについて

なお、この協定項目につきましても、使用料等と同様でございまして、補助金、交付金の調整に当たっての基本的な考え方を取りまとめたものでございまして、再掲という形で総括的に整理したものでございます。

調整内容

補助金、交付金等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 各市町同一または同種の制度については、均衡を失ないように調整を図り、原則として統一するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、当面又は当分の間、現行どおりとする。

(2) 各市町独自の補助制度で、新市においてもなお必要性・有効性等が認められる場合には存続する。

(3) 各市町独自の補助制度で、上記以外のものは廃止する。

ただし、廃止することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当分の間、現行どおりとする。

なお、34ページは先進合併都市の参考事例でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま説明がありました議案並びに資料につきまして、何かご質問などがございましたらお願いいたします。

よろしゅうございませうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第15回協議会で協議することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

事務局(田中) お疲れさまです。

次回の協議会の開催日程について、ご報告をさせていただきたいと思います。

年が明けまして1月17日、また土曜日でございますけれども、13時から創世の日月の間で開催を予定させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(江藤守國君) はい。次回1月17日土曜日13時から創世でございます。よろしくご参加のほどをお願いいたします。

それでは、委員の皆さんから何かほかにございましたらお願いいたします。

はい。三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸の三浦でございます。もうちょっとご辛抱お願いします。

最近私も執行部に小言ばかり言っておりますので、非常に心苦しいんですけども、どうもやっぱり言っておかないと年が越せそうもないんで、申し上げたいと思うんですけども。

実は前々回、全体の進み方について、その内容が非常に心配なので、本当にその3月ぐらいに開かれる議会で、これは専門家の方がたくさんおられるから私から言うのはあれかと思っておりますけども、傍聴してますと、かなり危機意識が強いわけです。

これはなぜかと言うと、やっぱり任協時代にかなり合併したらよくなるぞという意識があ

ったんですけども、最近の調整事項を見ますと現行どおりというのが非常に多いというのが1つと、それからやっぱり金の関係もありますけど、建設計画も任協時代に比べると具体性が欠けて極めて抽象的になっているわけでございます。

さらに効率面でも、私かなり食い下がったんですけども、要員の削減とかいろんな面においても本当に効率を実現できるだろうかと。

そういう観点から私は非常に、一協議会委員ですけども、私自身が田主丸の中でわけ分からずに「久留米がいいぞ」と、今でも思ってるんですけども、そういう推進した一員として、あるいはこの協議会の一員として、大丈夫だろうかという気が強いわけです。

それについて前々回に市長の方に申し上げたんですけども、首長会というんですか、そこでよく議論するんでというお話を聞いたんですが、新年になりまして1月17日に特にもうこの段階では、でこぼこ調整というのは限界がございますので、合併を機に何か目玉、住民が「合併したぞ」という認識が出るような、あるいは「合併してよかった」までは言わなくてもいいんです。合併して、「ああ、こういうところが変わった」と、例えば電話番号1つでもいいんです。例えば、久留米市が田主丸のその市内電話になったというだけでも、これは余り金がかからないと思いますけども、そういう小さなもの。あるいは道路標識でもいいんですけども、そういう余り金のかからなくてもいいんで、合併したというようなところを出すような検討をされるかされないのか。

これによって私は、かなり我々も地元に戻ってやりやすいし、恐らくここにお見えになっている議長さんとか副議長さん、あるいはもちろん市長さん方も随分違うんじゃないかと。我々もその一員として、自信持って行きなさいと、こう言えますので、新年のお年玉として、ぜひ事務局で検討していただいて、そういう別列車が走れるかどうか、そこをぜひご返事をお願いしたいというふうに思います。

年末年始大変なときでございますけども、よろしく願いいたします。

議長(江藤守國君) 三浦委員から前々回ですか、首長会議でいろいろ協議してほしいということがございましたので、それは1回協議をいたしております。

その結果、それからただいまのお話も踏まえて、また年明けに協議結果をご報告できるように努力したいというふうに思っております。

ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、大変長時間にわたりまして本年最後の協議会会議が終了いたしましたので、一言皆さん方に私から御礼の言葉を申し上げたいと思います。

本年1月10日から約1年間、14回の協議会でございました。本当に皆さん方には熱心にご協議をいただきまして、心から感謝申し上げたいというふうに思います。

45項目の協定項目の中で、今日で43項目提案をさせていただきました。残る2項目でございしますが、1項目は今日冒頭にご報告がございました議員の定数の関係でございしますが、これはもう既に小委員会で協議が終わって次回提案させていただくと。それからもう1つ、新市建設計画につきましても、これまでたびたび協議していただいております、現在県の方と正式協議をしております。その結果を踏まえまして、さらに1月に提案させていただきたいということで、当初予定しておりました全項目の今年中の提案というものにつきましても、一応クリアできたのではないかとこのように思っております。これも皆様方のお大変なご協力のおかげだということで、心から御礼を申し上げたいと思います。

また、この協議会に参加される前に、たびたび各町で委員さん方熱心に長時間かけて勉強会をされておられました。その熱意ある取り組みにも改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、1市4町の職員にも本当によく頑張っていたというふうに思っております。ワーキンググループ、それから分科会、部会、幹事会、そういった中で膨大な作業を一生懸命やってくれまして、職員同士の一体感も徐々に醸成されていっているというふうに私は感じておりますし、また私ども1市4町の首長会議も再々行いまして、今後がっちりスクラムを組んでいこうという確認をしているところでございます。

また来年1月17日には協議会でお会いいたしますが、年末年始皆さん方いろんな会合があるかと思います。ぜひこの久留米広域合併につきましても、いろいろお話しをいただきまして、合併実現に向けましてさらにお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

そして、合併協議が整いますと協定書の調印、そしてそれぞれの市町での議会での合併議案についての議決をお願いする運びになるわけでございます。

ぜひ最後まで何としても、ここまでまいっておりますので、この合併を実現、皆さんと一

緒になって実現したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年1年間、本当に皆さん方のご努力に心から感謝申し上げまして、私の御礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。(拍手)

それではこれもちまして、第14回会議を終了させていただきます。

皆さん、よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

(午後5時05分 閉会)

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤守國

委員 右田正純

委員 谷口邦博